

令和5年色麻町議会定例会12月会議録(第2号)

令和5年12月6日(水曜日)午前10時02分開議

出席議員 11名

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 2番 佐藤忍君 8番 工藤昭憲君

欠員 なし

会議録署名議員

3番 相原和洋君 4番 白井幸吉君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育所長	今野稔君

教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今野和則君
農業委員会事務局長	山崎長寿君
代表監査委員	早坂仁一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠藤洋君
書記	大泉信也君

議事日程 第2号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問
日程第3	議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第4	議案第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5	議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6	議案第94号 副町長の選任について
日程第7	議案第95号 色麻町課設置条例等の一部改正について
日程第8	議案第96号 町税等の督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第9	議案第97号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第98号 色麻町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第11	議案第99号 色麻町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第12	議案第100号 色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（平沢交流センター）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問
日程第3	議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第4	議案第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5	議案第93号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	議案第94号	副町長の選任について
日程第 7	議案第95号	色麻町課設置条例等の一部改正について
日程第 8	議案第96号	町税等の督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について
日程第 9	議案第97号	色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第98号	色麻町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第11	議案第99号	色麻町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定 について
日程第12	議案第100号	色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する 条例の一部改正について
日程第13	議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について（平沢交流センター）

午前10時02分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員2名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

陳情書1か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。内容は、陳情第6号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情であります。

なお、この陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに12月会議中に議会に提出されるよう、議長としてお願いをしておきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番相原和洋議員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。

4番白井幸吉議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております質問事項によりまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、人口減少対策と移住定住促進についてであります。少子高齢化での人口減少はですね、我が国にとって深刻な問題になっていると思います。そのような中で人口減少に歯止めをかけようと、どの自治体も工夫をしているわけではありますが、そのような中で、我が町の人口減少対策と移住定住促進事業について伺いたいと思います。

まず初めに、人口減少対策ですが、人口が減少する社会の中でですね、東京などはじめとした都市への人口集中が進んでですね、地方の人口が減少しているという状況になっておりますが、今後はですね、都市集中に歯止めをかけて地域の人口減少を食い止めると、そして地域の人口と活力をですね、維持することが最大の課題だと考えております。

今後、我が町の人口減少対策としてどのような施策を行う考えでいるのか、まずもってお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の質問にお答えを申し上げます。

本町における人口減少対策という質問でありますので、初めに私のほうから申し上げたいと思います。

人口減少による影響は、長期的かつ多岐の分野にわたることが想定をされ、同様に移住定住を促進していくということにつきましても、様々な分野において対策を講じていく必要があるものと考えております。

第5次色麻町の長期総合計画では、人口減少問題からの脱却を図ることを目的に、高齢者対策、子育て支援、産業振興、それから移住定住促進、行政と住民のまちづくり、これらの5つのプロジェクトを重点戦略として位置づけ、それぞれのプロジェクトにおいて目的を達成するための施策を展開しており、各施策につきましては、事務事業評価などを通して検証を行いながら、実施しているところでございます。

このプロジェクト関係については、担当課より説明をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、各プロジェクトについて概要を申し上げます。

まず、高齢者対策プロジェクトでございますが、高齢者が笑顔で暮らせる町を基本理念といたしまして、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、包括的な支援を継続的に提供することができる体制の充実を図るとともに、社会参加を促進し、高齢者の生活環境、住みやすさの向上を図る各種施策を展開しております。

2つ目といたしまして、子育て支援プロジェクトでございますが、家族を持つことや子供を産み育てることの喜び、楽しさを実感できる地域づくりを目指し、子供たちが明るく元気に育つことができる環境を維持し、さらに発展させるため、認定こども園の整備や持続可能な教育体制を確立し、子育て世帯の生活環境、住みやすさの向上を図る施策を展開しております。

それでは、あとは産業振興ということで農工並進の基本的な考え方の下、進めてございます。

それから、移住定住促進プロジェクトでございますが、これも若年層の町外流出、都市住民の町内流入などの施策を行っている。

それから、行政と住民のまちづくりプロジェクトということで、各関係団体の協働連携を推進していくと。それが定住人口の維持増加につながるといったようなプロジェクト。

以上、5つのプロジェクトでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 人口減少問題の脱却を目的にですね、5つのプロジェクトをもってですね、対応していくということでございますが、高齢者対策、子育て支援、産業振興、移住定住促進、行政と住民のまちづくりということですね。

人口減少対策ではですね、その5つも踏まえてですね、そのほかにもですね、教育支援とか地場産業の振興とか、企業誘致、観光の促進などというものが各自治体においてですね、人口減少対策として行っているというところもあります。先ほど5つのプロジェクトもあるんですが、我が町として、先ほど言いました企業誘致とか観光の促進、地場産業の振興、これなどもですね、我が町として目指していくと。どのような分野での対策が我が町にとって一番できる対策なのかなど、そのような中で考えているものがあるものならばですね、お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これが一番ということではないかと思いますがけれども、昨日は子育て支援ということでの特化した考えを、大分いただきましたけれども、そういうことも一つであって、今、プロジェクトということで紹介しました内容等については、いず

れも関係があつて、この人口減少対策というのは、一概にこの特効薬というのではないわけですね。ないんですよ、これは。ですから、今言ったようなプロジェクトを立ち上げて、それぞれその分野の中で努力をしていくと、こういうことであります。

さらに付け加えるのであれば、地方でできること、それからどうしても国の力でないとできないこと、これはどうにもならない分野があるわけです。例えば、今、どうしても、さっき質問にもあったようですけども、都市に人が集中するということは、それは確かに生活の便利さとかそういうこともありますけれども、例えば大学が集中しているとか、それから企業でも本店が大体東京なり、そういうところに集中しているとか、そういうことで、そういうところに目標を立てていく若い人たちにとってみれば、どうしてもそこに集中すると、こういうことになりますので、それを分散させるには、やっぱりこれは国の力ではないのかなというふうに思っておりますし、地方は地方、国は国ということで、互いに努力をする必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 当然ですね、生活するための基盤として、そういう学校とか病院とかですね、昨日、町長、病院と言っていました、あと、また生活圏としてのですね、いろいろ買物するとか、いろんなそういう利便性のあるところ、当然そのようになってくるのは現実だと思います。特効薬はないと、人口減少対策は本当にこれ、特効薬ないと思います。本当に難しいと思います。ですが、いろんな自治体で対応している。

ですから、その辺をですね、我が町にとってもですね、先ほどの5つのプロジェクトを施策として考えているということなんでありますんで、その辺をですね、今後とも進めていただくというふうに思っております。

そこで現在ですね、まだ町が行っている人口減少対策事業、いろいろあるんですが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

先ほど5つのプロジェクトということで申し上げましたが、若干、概要ということでプロジェクト名を申し上げましたので、それぞれの対策について御説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、高齢者対策といたしましては、やはり可能な限り、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、包括的な支援を継続的に提供していくと、その体制の充実を図っていくということでございます。それから社会参加を促進し、高齢者の生活環境の向上を図る施策を展開してございます。これは、各具体的な事業ということになりますと、例えば高齢者福祉サービスの充実ということになればですね、今現在タクシーの助成券の補助事業でありますとか、在宅施設サービスの充実ということになりますと、介護保険の運営事業もそうでございますし、また、社会福祉協議会の運営事業なんかもこれに該当してまいります。それから、社会参加の促進ということになりますと、シルバー人材センターの運営、これらも含まれるということになります。

それから、子育て支援対策といたしましては、認定こども園の整備、あるいは持続可能な教育体制の確立を目指して、子育て世代の住みやすさの向上を図る施策を展開していると。子育て支援ということに関しては、様々な事業がございますが、今、子ども・子育て支援制度の事業でありますとか、出産祝い金、乳幼児医療費の助成、放課後の児童健全育成事業などもございます。さらには、保育サービス提供体制の整備ということになりますと、幼保連携型の認定こども園の整備事業、これらも該当してまいります。

それから、産業振興対策といたしましては、農工並進という基本的な考え方の下、農業では低コスト化につながる農業基盤の整備、人材の確保、育成を進めていくこと。あわせて、工業では地域経済の活性化に向けた企業誘致活動の展開、また、既存の観光資源を活用した交流人口増加のためのコンテンツの創出戦略、この策定にも着手しているということがございます。

それから、行政と住民のまちづくり対策ということにつきましては、まちづくりにですね、町民の方々に参画をしていただくということ、さらには民間企業や高校、大学など多様な主体との連携、また、大崎定住自立圏などの自治体間における連携、いわゆる広域行政、これらを推進すると。

それから移住定住対策でございますけれども、移住定住を促進させるための情報収集、情報発信の推進、遊休町有地を活用した宅地分譲地の整備計画、これらがございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 詳細にありがとうございました。

いろいろ行っている事業の中での人口減少対策ですが、なかなかこれはやはり先ほども言いましたけども、何か難しい問題だと。

一番自然な形としてはですね、子供さんが出生することが一番の人口減少対策。これは自然な形だと思いますが、先ほど言いましたが、東京や都市に一極集中での後継者問題とか、未婚者などのことも含めまして、なかなかその出生率が少ない、人口減少になっていると。これはそのとおり、篤と皆さん御存じ、理解しているわけではありますが、どの自治体でも移住定住のPRを行っている中で、我が町の減少、人口減少対策、先ほども詳細にありましたが、よくやっていたらいいなとは思っております。

そこで次にですね、移住定住促進ということに話としてはなるわけですが、先ほど遊休地、遊休町有地の活用ですね、ありましたが、これは多分、大村分校跡地の活用も含まれると思いますが、今後どのような形で宅地開発をというお話の中がありました、どのような形で行う計画なのか。民間活力というような話も伺っておりますが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この大村分校跡地の活用ということで、今現在の計画でございますが、これは当初からの計画のとおりですが、民間事業者の持つ販売力などを最大限活用するため、民間事

業者等にですね、土地を売却をいたしまして、宅地の造成から分譲に至るまで、民間の活力を導入していくということとしてございます。現在は、売却する面積を確定するための分筆登記業務が完了いたしましたので、早速、一般競争入札執行の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 民間活力での販売ということですね。既に面積確定して分筆、そして間もなく土地を売る作業に入るといことなんでしょうが、そのような形ですね、今後進めていくと、例えば大筋、まだ何ていいますか、区画の数とかまだ分かってないと思うんですけども、今後そういう設計等々が民間であった場合においてですね、町も関わることは当然あると思いますんで、その辺はですね、町が望んでいる形のスタイルといいますか、形ですね、分譲されればいいのかなどと思っておりますんで、その辺はですね、今後の対応ということになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

我が町はですね、圃場整備された農地が多くて農地転用が難しいと、そして、その難しいところの中で圃場整備されていない、要するに地区外ですね、そういうことを見渡せば、結構存在しているのかなと思います。そして、そのような中で宅地開発に向いている場所ですね、ライフラインなどが近くにある宅地といいますか、宅地にできるような場所もあると考えます。そのような場所もですね、開発の候補地として、いろいろ検討しているものなのかどうか、調査をしているものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

現時点におきましては、その候補地等の調査は行ってはおりません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 町長も、移住定住に関しては、いろいろ民間活力というようなこともあって、大村分校跡地、幾らできるか分かりませんが、そのような場所をですね、もう少し候補地としていろいろ検討してみたらどうかと。町有地だけではないんですよ、もちろん。町有地が全てじゃなくて、地区外と言われる農振除外がね、そんなに難しい場所もあるんですね。ですから、そういうところのライフラインが近いところもあります。私が見てもありますんで、その辺をですね、そういう開発の候補地として、今後ですね、検討することはいいことではないのかなと思いますんで、その辺はですね、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、一応確認して聞きます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 民間のほうでも、宅地などを整備しながら分譲しようという動きもあるようですし、そういうこともよく見極めながら、町としてどの程度の、そういう分譲地を必要とするものなのかどうかを見極めながらですね、今言った提案されたようなことについては、検討をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 移住定住で次に空き家対策ですが、空き家等の利活用及び除却の推進に関する協定というものを結んでいるわけです。これまで、その協定によってどの程度の利活用や除却の推進などがあったものなのかどうか、お伺いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

昨年、空き家等の利活用及び除却の推進に関する協定を締結をさせていただきました。この協定に基づきまして、空き家の可能性見える化プロジェクトということで、10件の空き家を対象に所有者の方々に御協力をいただきまして、物件の調査をさせていただきました。その調査の結果を報告書、いわゆる空き家の診断書というものでございますけれども、これを作成いたしましてですね、レポートとしてその空き家の方々に提供させていただいたと。このレポートの中には、売却した場合の想定売却額でありますとか、賃貸する場合の想定賃料でありますとか、リフォーム費用の概算額など、約40ページぐらいの報告書になりますが、これを提供させていただいております。

その結果、その結果ですね、1件については、そのうちの1件については、既に売却が完了してございまして、そのほか、現在交渉中と伺っているのが1件ございます。現状では以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その協定によって40件の報告書作成と1件の売却、完了していると、あと今、あと1件は交渉中ということですね。ぜひ、この協定によってですね、幾らかでも空き家にですね、入居できる方とかですね、いればですね、この協定の効果が現れているということになりますんで、この辺もですね、もう少し頑張っていただいで進めていただきたいと思います。

次、今回ですね、大衡村にですね、これも移住定住としてよろしいかどうかなんです、第2仙台北部中核工業団地内にですね、日本のSBIホールディングスと台湾の半導体の大手の会社がですね、半導体工場建設の報道がありました。

このことで、県ではですね、振興室なるものを設置して、インフラ整備とか許認可の手続とか人材確保とかですね、推し進めるということでもあります。そして、台湾からの技術者やその家族の住環境に関する要望にも対応するということが報道であります、隣町として、今回これをチャンスとしてですね、住環境に対して何らかの協力を行った中で、我が町にですね、住んでいただくようなことを検討してみたらどうなのかなあと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはそういうことはいいと思いますね。ですので、たまたま今回の大衡に来る半導体の台湾の工場なんですけれども、その関係で、実は本町の工業団地を見に来た一部の関連会社だと思うんですけれども、あるんですね。どのようにそれが発展していくかはまた別として、若干距離的にも今言われたように、住環境であった

り、あるいは関連企業であったりということで、ぜひ私も誘致しようというふうに思っていますので、議員の皆さんのほうにもいろいろ情報が入るかもしれませんので、どうぞ私のほうにもお聞かせを願いながら進めたいと思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ちょっともう、町長の話はもう移住定住より発展して、企業誘致の関係みたいになってきたんですが、ぜひですね、何らかの形でですね、町にとって人口もしくは工場、そのような形で何らかの来ていただくような対応策といいますか、対応ですね、できればいいのかなと思いますんで、この辺もですね、情報をいろいろ収集して対応していただきたいと思っております。

昨日、子育て支援の関係でですね、5番議員がいろいろ提案をしております、移住定住促進のための子育て支援ですね、提案をしておりますが、町長は財源も含めてできるものと、できないものもあると、いろいろ回答しておりますが、そしてまた何らかの事業をですね、子育て支援の事業を行えば何らかの事業ができなくなると、町長、そのように回答しておりますし、当然そのようになると思います。そしてまた、財源となるものの提案もありましたが、恒常的なものの財源でないと、継続的に事業が成り立たないという回答もございました。総務課長からもありましたけどもね。

やっぱり何らかの事業を行えば、当然、ほかの事業ができなくなることは当然のことなんであって、そして恒常的な財源としてですね、対応として、ちょっとここで提案を含めてですね、お聞きしたいんですが、令和4年度決算の中で児童医療費の助成基金というのがありました。児童医療費の助成基金がありました、この財源は特定防衛施設周辺整備事業交付金、いわゆる特交だと思います。この特交についてはですね、事業内容がですね、交付金対象に該当するかどうかということで、事業採択が決まるわけであります。

私は、現職時代にこの特交予算でいろんな事業をさせてもらった経緯があった中で、やはり事業採択になるまでですね、いろいろな資料とか、そういうものを提出しながら、何とか事業採択をお願いしますというようなことでの防衛との交渉をやった経緯があります。この特交予算をですね、財源として今回子育て支援の事業にですね、活用できる基金として使えるように、防衛にですね、申請といいますか、要望を行って、子育て支援の恒常的な、現実的な財源として確保するよう提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今、白井議員のほうから御提案ありました特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した児童医療費の助成制度。確かに令和4年度から基金を積み立てまして、10年計画でそれを今年度、令和5年度からそれを取り崩しながら、児童医療費の補助以外の一般財源分を、その特交予算で賄うという事業を始めました。

それで、今、白井議員が御提案あった子育て支援に関する事業が、この防衛の補助事

業の対象になるかどうかというところは、ちょっとまだ確認してみないと分かりませんが、もしそういうソフト事業に充てれるのがあれば、ちょっと検討してみたいと思いますが、まず防衛省のほうにちょっと確認とかをさせていただければと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ぜひですね、確認をしていただいて、基金として使えるようになればですね、よろしいわけで、恒常的な予算。ただ、やっぱりその特交もですね、その事業に基金として積み立てるとすれば、やはり、何かほかの事業はちょっと若干できなくなるというのは当然、そのとおりでありますけれども、恒常的な予算として使えるような形でですね、そして継続的に、子育て支援に使えるような形でですね、取り組んでいただきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員、一般質問ですので、お願いでなくよろしく。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。お願いでないですね。はい。

それですね、人口減少対策についてはですね、しっかりと見据えていかなければなりません。幾らかでも、人口減少のスピードが遅くなるような施策をですね、今後も検討してもらわなければなりません。町のPRをしっかりと、我が町に住んでいただくような様々なアイデアを、方策を検討していただきたいと思います。最後に、この辺についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現状から言わさしてもらいますと、今、本町はいい、悪いというのは別としてですね、過疎指定になってないわけですね。いわゆる過疎指定に、例えば大崎管内はうちの町だけなんですけれども、指定になっていないのがですね、過疎指定に私は本当は指定してもらいたいほうなんですけれども、指定になってないんですよ。というのは、人口の減少率が低いということなんですよね。その基準よりも、減ってないということで、過疎指定には、本町はなってないんですね。

ですから、確かにこの人口減少を少しでも緩やかにということで、もう何年も前から少しずつみんなこうやってきてるわけですね。町長は、前の町長からもその前からも少しずつやってきて、そういうことが現在としては、過疎指定にまでならないぐらいしか減ってないということです。減ってることは間違いないんですけれどもね、減ってることは間違いないんですけれども、ある一定の基準よりも減ってないということで、これからは先ほど、いろいろプロジェクト関係のことを課長から申し上げましたけれども、地道にですね、やっていってできるだけ緩やかな減少をたどるようにという、そういうふうな目的で進めたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） では、1問目をですね、終わりました、次に2問目、鳥獣被害防止対策であります。これについても昨日、9番議員からですね、いろいろ御質問がありました。

全国的に熊の出没情報、そして人的被害の情報がですね、数多く報道されております。また、本町でも人的被害がありまして、大けがを負っております。被害に遭いました方ですね、早期の早い回復をですね、願っているところであります。

また鳥獣被害ではですね、イノシシの被害も数多く発生している状況であります。今後ですね、熊などの鳥獣被害にはですね、ますます注意が必要となってきますし、その対策強化が重要になってくると思います。

今後の対策の前にですね、これまで電気柵やメッシュ柵などで行ってきたイノシシ等ですね、対策を行ってきたわけですが、その行ってきた鳥獣被害対策について、対策についてですね、まずもってどのようなものか、行ってきたかですね、お伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の2つ目の質問、鳥獣被害対策についての質問でございますので、お答えを申し上げます。

本町の鳥獣被害対策については、イノシシの侵入防止策を中心に組み立てまいりました。平成28年度から、国の鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用して、令和5年度まで、総延長約120キロの侵入防止柵を設置いたしましたところであります。内訳としては、ワイヤーメッシュ柵が約79キロ、電気柵が約41キロメートルとなっております。また、令和元年度より、鳥獣被害対策アドバイザーと委託契約を結び、専門的な知見から助言をいただくなど、より効果が得られるような方法で柵を設置しております。捕獲についても研修会を開催し、町の鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術向上に努めているところであります。

有害鳥獣出没时间の対応ですけれども、出没时间が寄せられた場合、現場確認を行うとともに有線放送と緊急メールを配信し、周知を行っております。さらに、加美警察署へも情報を提供し、周辺の警戒を共同で行うなど連携を図りながら実施しております。

また、11月の27日の夜間に、宿地区で出没时间した際には、翌28日の色麻学園の下校時間に合わせて色麻町鳥獣被害対策実施隊と連携をし、周辺の警戒パトロールに当たりました。そのほか、熊に関する注意喚起のチラシを9月29日に全戸配布しております。また、11月17日に人身被害が発生したことを受け、11月21日に臨時でチラシを配布しておりますという現況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 熊の出没时间についての対応も、今伺いましたが、今年ですね、先ほど今、町長からお話があった中での熊の目撃情報ですね、相当数行っております。東北、北海道などでもですね、熊による人身事故、人身被害が過去最多のペースになっているということですが、そこで今、町長からも出没时间によっての対応をお聞きしましたが、熊ですね、熊に特化してですね、熊を発見した場合に、基本的な対応があると思います。どのような対応をまずしなければならぬか、マニュアルとかフローとかあ

ると思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

熊を発見した場合の対応フローということで、まず町民の方がですね、まず熊を発見した場合については、熊をまずは刺激しないようにですね、御自身が安全な場所に移動していただいて、役場もしくは警察署のほうにまずは連絡をしていただければなと思っております。

あと、町としての対応については、先ほど町長も申し上げましたが、町民の方からそういった通報があった場合ですね、まず職員が現場のほうに行きまして、状況を確認の上、有線放送、あとは緊急メールにてですね、町民の方へ周知します。あとは警察署、あとは関係機関への情報を提供して、情報提供を行うというような流れになってございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） フローとか、そのようにやると。今回、昨日も9番議員から出ましたけども、北海道東北地方知事会においてですね、環境省に熊対策への支援を緊急に要請したという報道がありまして、要請ではニホンジカとイノシシだけが指定されている指定管理鳥獣に熊を追加して、駆除費用などを国が負担するよう求めたということでもあります。また、熊の駆除に対する批判の電話が自治体に殺到してる事態を受けて、駆除の必要性について、その周知を求めたということもありました。それに対してですね、環境大臣は事務方に対して検討を指示したということでもあります。

この指定管理鳥獣に熊を追加することによって、捕獲の対応が変わってくると思います。その中でですね、指定管理鳥獣捕獲等の事業に関わる中で、鳥獣保護法の第8条と第38条の1項が変わるような内容だと思っておりますが、この辺は変わった場合、指定管理鳥獣に追加になった場合、熊に対する対応はどのように変わってくるのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

熊がですね、指定管理鳥獣のほうに追加された場合、報道のほうでは今言った法第8条、あと、38条が変更がされるんじゃないかというような報道がなされております。現況でですね、この指定管理鳥獣捕獲事業については、県のほうで宮城県指定管理鳥獣捕獲事業実施計画というのを、まず策定をしております。

その中で例えば、イノシシでございますが、先ほどの38条では夜間の銃猟の禁止が適用しないとはなっているんですが、県の実施計画では現時点のイノシシでは実施しないと、こういうような状況になってございます。法改正がどのような形になるものか、それを見据えた形で県のほうの対応を見ながら、町としても対応になるのかなど、現時点では考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今後、環境省でどのような形で検討して定めるものなのか、それ

によって変わってくるということですね。有害鳥獣の抜本的な対策としてはですね、個体数を減らすことが一番だと私は思っておりますが、狩猟免許取得者への援助ということで以前にも質問させていただきましたが、今回、指定管理鳥獣に熊が追加されるようなことになった場合ですね、捕獲が可能になるということも考えられるというようなこともあります。そして、その場合に対応を素早く行うにはですね、捕獲をする方、要は狩猟免許の資格を持っている方を、今後も増やすことが必要ではないのかなと考えます。

令和4年度の町政のあゆみではですね、狩猟免許取得の助成事業として、わなや第1種猟銃免許についてですね、新規の取得者、あと、更新者への助成ということが載っておりますが、そしてまた5年度予算にもですね、今回20人分の実施隊への報酬が載っております、予算ですね。現在ですね、そのわなの免許、または第1種、第2種の狩猟免許の所持者は、それぞれ何人ずつになっているものなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

現在、実施隊の隊員数ですが、現在20名おります。その中でわなの免許取得者が19人、1種の狩猟免許用の所持者が12人、2種については2人というふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 全体で20人なんですが、2つ持っている方もいるということですね。はい。狩猟免許をですね、取得したりまた更新にはですね、費用がかかります。会員がですね、高齢などで減少することも考えられますし、今後ですね、捕獲のための駆除隊の編成とかですね、そういうことも重要だと思います。鳥獣被害対策として、この辺の費用ですね、資格を持つ方を増やす対策として、4年度も行っておりますが今、今後も継続する考えがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 今、白井議員からもおっしゃったとおり、隊員の高齢化など、やはり有害鳥獣の被害がこのような状況になっておりますので、今後ですね、継続してまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今年もですね、鳥獣被害対策隊員の方の報酬ですか、金額載っておりますし、費用弁償もですね、1,000円とかいうことになっているそうですが、隊員の方がですね、捕獲やわなの設置、あと、またそういう通報があった場合にですね、見回りとか多分相当やってもらってると思うんですが、そのような場合のですね、どのように対応を隊員の方への対応はどうなるのか。

というのはですね、捕獲活動でも弾薬とかあと車の燃料とか、実費が伴います。こういう活動はですね、活動といいますか、そのようなことは実際の活動に対する対価としての経費、当然支払うものではないのかなと思いますので、費用弁償とは別だと思います。これは交付金でも補助金でも何でもなくて、要するに対価としての支払いですね。

こういうものをどう考えているものなのか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 実施隊の方々ですね、活動に対して経費のほうはかかっています。そういった中で実施隊の方の捕獲に係る活動に関しての経費については、鳥獣被害防止総合支援事業交付金にて、まず措置されている状況でございます。国のほうから町の有害鳥獣対策協議会のほうに交付金が支給されまして、協議会から実施隊のほうへの支給というような形で、交付金が支給されております。

参考までの見回りですと、1人1回3,000円ほど交付というようなことで対応している状況でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。

イノシシ、演習場にいっぱいいるんです、ちなみに。演習場からのフェンス、多分担当者も篤と分かっておりますが、フェンス穴開けてですね、出てきています。以前にもお話ししましたが、ほかの演習場でもやってるんですね、そういう鳥獣被害としての捕獲とかですね。ですから、ほかの演習でもやってるんで、ぜひですね、これはほかの町村とも一緒になってですね、そういう対応できないものなのかももう一度ですね、防衛とかけ合ってほしいと思ってるんですが、町長、いかがでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 演習場内に入って、捕獲ってということですか。これですね、私も資格のある人たちをね、演習場の中で捕獲するような、あるいは捕殺するような、そういうことをできないのかというお願いはしたんですよ。ところが、仙台防衛局のほうでは、やっぱり駄目なんですね。やってるところもあるらしいんだけど、仙台防衛局のほうでは、いや、できませんっっちゃうことでした。それ以上の話の進展はないんですけども、もし機会があったときに相談、また相談するということはやぶさかではございませんけれども、現状ではできないというふうに回答をいただいております。

○4番（白井幸吉君） 終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（中山 哲君） 次に、8番工藤昭憲議員の一般質問となりますが、本日、工藤昭

憲議員が欠席しております。よって、会議規則第60条第4項の規定により、工藤昭憲議員の質問の通告は効力を失うこととなります。

次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、通告していた件について質問をいたします。

町長は公社の経営には積極的に参加されると、参加されておられますが、公社の現在の経営状況、今後の公社の経営に町長としてどのように対応されるおつもりなのか伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の質問に答えたいと思います。

産業開発公社についての質問でありますので、まず、経営状況についてお話しさせていただきます。

まず、経営状況でありますけれども、公社から報告されました損益計算書に基づいて、令和5年10月末時点での経営状況は、売上げ総利益が4,996万8,648円に対し、営業利益が676万5,529円のマイナス、経常利益が721万1,674円のマイナス。前年の同月と比較しますと、改善はされておりますけれども、依然として内容的には厳しいという状況でございます。

町の対応ということにもなるとは思いますが、この件については、担当課より説明させていただきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 今後の公社に対する町の対応ということで、経営改善計画書が提出されております。この計画が着実にまず遂行できるよう進捗管理を徹底していくと同時に、総務省のアドバイザー派遣事業ですね、活用して側面から支えていくなど、経営の立て直しに向けた取組を続けてまいりたいと考えております。また、営業利益向上のために、今年度も実施しております加美農高との共同企画の継続、あとは、エゴマ関連商品のブランド力の強化並びに販路拡大等につきまして、情報共有しながら積極的に関わって支援していきたいと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 立て直しに向けてですね、取組を続けていかれるというお考えのようですから、ぜひですね、これは会社であります。その会社を経営するということは、多くの人の力を借りながら、多くの人の人生に影響を与えながら経営をしてるわけです。それで、その会社に、社会に貢献しようとして、その会社というものは成立しているわけですので、当初ね、この会社はどのようなビジョンで、あるいはどのようなミッションを果たそうとして設立されて、この会社を運営してきたのか。当初のね、まず原点に一度返って当時の方々のお話を聞きながらね、一度練り直していただかなければならないのではないかなと、私は思っておりますので、そういった点を努力させていただき

いと思います。まず最初にね。

そこで、そこです、早坂利悦町長になってから、この会社の状況というのは豹変したんです。それで、これは非常に奇妙な会社に変貌を遂げたとは私は理解してるんですよ。その奇妙性というのについてね、3点ほど挙げておきます。

この会社というのは株式会社なんです。株式会社というのは、株主に配当することを使命としているものなんです。この配当ができないと、市場から撤退しなければならない、こういう宿命を負っているのが株式会社なんです。ところが、この会社は株主への配当をしない会社になっている。これがね、まず1点目の奇妙さなんですよ。

2点目としてですね、法人格を持つもの。法の人格を持つもの、これは個人であれ、会社であれ、金融機関との取引ができるものなんです。この会社は法人であります。しかし、金融機関との取引ができないんですよ。奇妙ですよ。

3点目としてね、会社というのは、営業活動を通じて利益を出すことを使命にしてるんですよ。その利益を出すことによって社会貢献をする、これが宿命なんです。ところが、この会社は利益を出さない会社なんです。営業活動をすることによって、延々と赤字を生み続けている会社だと。そうすると、おのずと結論がどうなるかというと、資本金を食い潰して、資産を形成しない会社なんです。後で触れますけどもね。投入した資本金を食い潰すだけの会社なんです。

そこでね、早坂町長にお伺いしますが、町長は新聞紙上等でも議会でもおっしゃってますが、積極的に経営に参加していくんだと。経営に参加されてますよ。そのとき、この会社は、モデル事業として失敗した会社ではないかに見えるんですよ。現実としてこの状況を見ると。であるとするとね、市場から撤退することを求められているんですよ。市場はそう求めてると。この会社をそのまま存続しておく、これに関わった方々を破産させる可能性すら出てきた会社なんです、状況として。これは後で触れますよ、こういったことね。にもかかわらず、この会社を維持していくんだと、経営を立て直していくんだ。これはね、真逆の判断になっているんですが、この理由についてまずお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、一般的な株式会社の話がありました。昨日も若干触れておりますけれども、これ公社というのは、もともとは歴史をひもといてという話ですけれども、これ直営で始まったものですね。町単独で始まった事業。それを町で、いわゆる利益事業としてこれはそういうことはできないだろうということでの第三セクター化をした株式会社。いわゆる、今申されたような一般的な株式会社ではないんですよ。

昨日も触れましたけれども、この公社というのは、どこの町にも大体はあるんですよ。普通であれば、例えば道の駅なども運営しているところもあるだろうし、大体、黒字になってるところは限られたとこだけで、ほとんどが町で資金を投入してやっていると。それが大体公社の形。これは投入してもやれない、投入しなくてやれるっていうそれはこしたことない。それは、今言われたとおり、株式会社としては立派に成り立つわけで

すけれども、この公社の第三セクター化っていうのは、ほぼ採算の取れない業務。そして、町としてやりたい、やらなくちゃならない。そういうものを大体手がけているわけです。ですから、赤字になるというのもそう、何ていいますかね、当たり前とは言いませんけれども、厳しい状況になるのは、最初からある程度はですよ、覚悟しなくちゃなりません。

ただ、限度はありますけれども、そういう中での第三セクター化でありますので、私としては、何とかしてですね、これは頑張ってもらいたいという思いでやらなくちゃならないという思いです。

確かに、社会貢献もある意味では、利益出なくたって。ですから、町としての貢献ということはある得るといふふうに思っています。例えば、エゴマの関係あるいは味彩館の店、あるいはこの積水ハウスの食堂、あるいはかっぱ茶屋、それぞれ大なり小なりの貢献はしていると思います。

ただ、この、それじゃ配当あるのかって言われますと、それは確かに配当できる状況にはございません。ですので、株主の方には思いはつながっていると思いますけれども、現実としては、配当しているような状況はございません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町民の方も多分聞いておられると思いますので、中学校2年生の方が聞いても分かるような議論をしていきたいと、私は思ってるんです。

今ね、町長は経営に積極的に参加していくとおっしゃられてましたが、多分ね、おやめになられたほうがいいと思います。そういう考えであれば。必ずこれは潰れます、この会社。私はこの会社をね、経営を維持していくためにどうすればいいかということを考えてながら、また提案もしていかななくちゃならないと思ってるんですが、この会社は絶対成立しませんよ、そんな考え方では。

あのね、ここにね、経営健全化方針に基づく取組状況、令和2年度のやつがね、これは町で配信してるやつです、ね。これ私つくったわけではなくて、配信してるやつ。これ2回目の取組状況、経営健全方針に基づく取組状況2度目のペーパーですが、最初の1度目のペーパーにね、これ令和2年度ですよ。エゴマの生産が、需要に追いつかない状況にあるということが書いてあります。本当かどうか分かりませんよ。そう書いてあるんです。ところがね、この令和2年度というのは、エゴマ余っちゃったのね、売れなくて。生産が追いついて通り越してしまった。追いつかない状況にあるんだけどね。

そしてね、こういう発表、これも奇妙な発表だなと私思ってただけどもね。例えばね、この財務状況を見ていくとね、経営の努力があります。約2億円のね、経費をそのうち4,000万円減らすんですよ。これ企業努力でね、減らすの。こう書いてあるんだよ。端数は切り捨てますけれども、ね。そして、利益を確保しようと努力しました。その結果どうなったかっていうと、費用を減らしたらね、売上げも減っちゃったのね。収益減ったのさ。いや、このことについて、私経営者じゃないから何も言わないけども、こう

いう状況にあります。

そこで、議員全員協議会のときにね、この会社を立て直すためのね、改善の方法、私たちに説明しました。そうするとね、経費の削減だったじゃないですか。人件費を削減したり、経費を削減して利益を確保していくと。そのやり方はいいですよ。ただ、我々心配するのは、経費を削減したらね、片っ方で莫大な借金持ってる時、風船をしぼませるように経費削減して利益も削減していったら、払い切れないのではないかなと、普通にそう考えるんですよ。ところが、そうやると言うのであるから、そうなのかなあと思っていたら、今度はまたね、違うんですよ。いきなりね、今度はね、労働環境の改善と称してね、そして労働時間の削減と称してね、人員をこれから増やしていくということになってるわけね。そういう報告、これ、委員会ではいただきました。

そこでさ、町長も経営に積極的に参加されておられるようですから、本当は何をどうやってこれを改善しようとしてるのかね、全然理解できないんですよ。この会社をね、私も維持したいと思う。再生させたいと思ってるんですよ。そして、今答弁にあったように、また赤字が膨らんでるでしょう。それ人減らしてさ、売上げ減らして、全体の風船をしぼませたらね、片っ方に借金だけは厳然として残ってるんだよ。ますますひどくなるさ、という心配をしました。

でも、私は経営に参加しておりませんから、議員の一人として、将来、議会として判断せざるを得ないときが来るかもしれないと思ってるもんですから、その辺、町長、どう考えてますか。あなた自身の問題としてね、これ考えなくちゃならない、これ案件ですよ。どうですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変厳しい状況の中で運営しているということは、そのとおりであります。人件費を削減っていうのは、これは削減したから売上げも減ったということではないんですよ、これは。人件費は削減はいいと思うんですよ。それはね、人件費を削減しても売上げは減らしたんでは、これはまずいんですよ。これはね、人件費を減らしたために売上げが減ったという捉え方ではないんです、これは。実際に、要するに今の内容は、お客さん商売ですから、かっぱ茶屋と味彩館、お客さん商売ですから、それに見合うだけの対応、忙しいんですよ。人少ない分だけ忙しいんですけども、何とかやっているわけですね。問題は、お客さん呼び込める力、商品、そういうのがいかなものかということなんですよ。これが人減ったから下ろしたわけではないんです。

ですので、その努力は足りないと言え、足りなかったかもしれないので、これはこれからもお客さんをお呼びする力をつけながら、商品の内容等については吟味をする必要はあるということです。

それから、エゴマ関係ですけども、これは、やっぱり確かに報告を受けたときは令和2年度から、もう滞っておりました。私も初めて在庫がこんなにあるのかなというふうに、初めて私も気づいたんですけども、令和2年産からありました。ですので、一時、生産がある程度間に合わないと言え、極端ですけども、それぐらいの需要があっ

た時期もあったと。それも事実だと思います。しかし、もう年々競争率が激しくなる、海外からも入ってくる、そういう現状の中でそう甘いものではないということで、それに耐えられるような、さらに努力はこれからしなくちゃならないという状況です。

いずれにしましても、厳しい状況ですけれども、町が関わる第三セクター公社でありますので、これはやめたほうがいいんじゃないかちゅうわけには、なかなかそうはいかないと思ってますので、何とか頑張らせてやりたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 実はですね、私、議員全員協議会で議会へのこの公社の状況に説明をいただいて、また、ネットでもこれを確認して、これよく分かんないんですよ、分かんなかったんです、実際はどうなってるのかという。委員会としてね、総務省にも行ってまいりました。この総務省に行っても分かんないんだけどね、いろいろと勉強になることはありました。

それで、委員会のとき、財務諸表を提出していただきました。一つは損益計算書。この損益計算書っていうのは、単年度のことしかこれは分かんないんだけど、私がね、重要視したのはね、バランスシートなんです、貸借対照表。これはね、この会社が出来てから今日までの歴史が、全て手に取るように載ってるんですよ。これがバランスシートですよ。

そこでね、あんまりくどくどは、私やらないけども、そしてあんまり数字扱うのは、私嫌なんだけどね、これね、どうしてもやっておかななくちゃなんないんだ。このね、バランスシートでね、私が見るポイントっていうのは、二つ、三つしかないんだけど、重要なのはね、繰越利益剰余金。これはね、創業から今日までこの会社のね、歴史がここに現れてるの。稼ぐ力がどうなってるかということなの。4,700万円のね、三角なんだね。要するに、この会社は簡単に言うと資本金をね、食いながら生きてきたという会社なんだよ。

それからね、町長もお分かりのとおり、黒字だって倒産する会社あんのね。調べてみたんだけど、昨年度、日本の企業で倒産したうちの40%がね、黒字倒産なの。何で黒字倒産するかっていうとね、現金を持っていないからなんです。キャッシュなんだね。例えばさ、赤字が3年続いてもだよ、1,000万円の赤字が3年続いてもね、1億のキャッシュ持ってればね、これ倒産しないよ。5年、10年くらいね、この会社は盤石だよ。

そこでね、このキャッシュを見るのさ。この会社のね、流動資産を見ていくんだけどね、これね、これ特徴あるんだ。これ流動資産、いいんだよ。こんなに悪い会社の割にはね、流動資産がね、これ、いいんです。細かいこと言わないけどもね、私ね、全ての指標にね、これ照らし合わせてね、全部の財政状況見たの。何々照らし合わせたかっていうとね、短期的な安全性を見る指標っていうのは、これ流動比率ってやつなの。これ、いいんだよ。いいはずないのにいいの。ここにね、私、からくりあると思ってるの。よく見せるからくり。それから固定比率長期安全性。長期安全性なんか、どうにもならないよ、これ。当座比率がどうなってるかも見ました。自己資本比率っていうのは、これ

誰でも見るやつだけでも、これもちょっとね、弱いね、もう。自己資本なんていうの。損益分岐点も見ました。損益分岐点というのは、損も得にもならない状況。これだったら倒産しないです。これはどこにあるかというのを見ました。それから固定長期適合率、これも見ました。あと、キャッシュフローも見ました。

そこでね、長い間かかって4,700万円の三角をつくり上げたと見えるんです。これ創業以来、長年かかって出来上がったと見えるんだが、この前ね、議員全員協議会で出していた書類があるんですね。これを見るとね、長年の間に蓄積されたんじゃないんだよ。ここ数年なんだ。何が起きたかという、ここにね、令和2年度、令和3年度、銀行からね、借入れしてるんだね。これ、約6,000万円借入れして、それからあんまりこういうことは言いたくないけども、令和元年度から令和4年度にかけて、町で補助金で2,000万円入れ込んでるの。合わせて幾らなのかという8,000万円でしょう。近年8,000万円、ここに入れ込んでんだよ、この会社に。そのほかに資本金として幾ら入ってるかという、資本金、あれ幾らだったかなあ。資本金が1,400万円。そうすると幾らになります。これ全部で。約1億円になりませんか。

このね、早坂利悦さん。近年、この会社からね、資本金も入れるとね、1億円の金をこの中に入れ込んだの。この箱の中に1億円を入れ込んだんだけど、開けてみたら幾らあるかっていうとね、これ3,000、3,800万円か。3,800万円しかないのさ、1億円入れ込んで、この差額がどこに行ったのかと。

そこでさ、これはもうかんなくて当たり前であれだとかさ、みんな努力しているからこんでいいんだとかさ。この穴の開いた金をね、埋め込まないと、この会社はもたないんだよ。そのくらいは誰だって分かるの、足し算と引き算ができれば。どうやってこの金を埋めますかということなんですよ。この会社を立て直すとか、維持させるためには、キャッシュを入れ込む以外ないの、今。か、それとも莫大な利益を上げるか。ずっと赤字続いてけっどもね。これから努力して莫大な利益を上げて入れ込むか。どうやって立て直します。これ。立て直すと言ってるけども。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容等については、厳しい経営内容だということは、これ、私も承知をしております。昨日もちょっとお話しさせてもらったんですけども、まず当面は、このエゴマで何とか採算は取ってほしいというふうに思ってるんですよ。それで、今の状況ですと、ちょっとこれは難しいんですね。それぐらいの単価で売れませんので。

それで、まず町として、人件費分については、何とか見てやりたいと。そういう中でエゴマを取り扱わせてやりたい、そういうふうに思っています。それから、2年間は指定管理料はゼロですけども、今年、来年はゼロですけども、指定管理料として味彩館については、金額は幾らということはまだ想定しておりませんが、指定管理料として、町としてこれは出してあげてもいいのではないかとというふうに思っております。その辺のところ、何とか頑張らせてやりたいものだなというふうに思ってるんです。

これまでに、確かにいろいろなこの資金関係、国からの資金関係なりなんなりで、こ

の公社に入れたというのも事実ですし、これは民間の商売やっている人たちも同じように、それなりの計算の下で入っているわけですので、特に公社だから入れたというわけじゃなくて、この飲食店関係についての助成ということでは、同じように公社にも入れたと、こういうことであります。

ですから、実質、本当に町のほうで単独で、この公社に対してこれまでに資金を入れたというのは、何かのエゴマのとき何年か前にあったという話は聞きましたけれども、この公社に対しての援助、資金援助というのは、私はあまり記憶ないんです。これはほかの町でやってるからうちでもやんの当たりめだって、こう思われる、言われるとひどいんですけれども、大体はどこの町でもある程度、公社というのを立ち上げた時点から、資金は投入してます。例えば、この道の駅なんかでもですけども、例えば石巻の上品の郷でさえもね、あれぐらい人集まってんだけど、このコロナの3年間の中で赤字だということで、資金を投入したと。あれだって、結局は公社、独立させてるんだけど、そういうことなんですよ。

ですから、この公社にとって本当に計算違いだったのは、3年間のこのコロナの関係でのお客さんの足の遠のいたこと。これなども、相当影響が大きくあったということです。いずれにしましても、これからそういうことを挽回しながら、何とか町のほうでも今言ったようなことを応援してやりながら頑張らせてあげたいと、こういう思いであります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町民の皆さんがどう取ってるか、私は分かりませんがね、これ会社なんだよ、経営しなくちゃなんない。するとね、黒字にするというのがね、大命題なんです。社会、皆さんのために喜んでいただくことをやってれば、黒字にすることができるかもしれない。ただ、話を聞いてるとね、人件費とかね、指定管理料とか、それをね、町のほうからね、入れてあげたいとか、お配りしてあげたいとか、なんか全然立て直すとかなんとかっていうことじゃないじゃないですか、これ。私は思うんです。

今の話を聞いて、だから議員の中にもですよ、中にはね、ここにいっぱい税金を色麻の町のお金をくれてやれば済むことじゃないかと思う人もいても、おかしくないかもしれないですよ。そういう話ばかりしてるから、ね。

私ね、これを黒字に経営をしていくという、そういう見通しができるのであればだよ、議会としてもね、私個人としてもね、一定の町からの資金の注入は、これはやむを得ないと。ただ、その見通しも何もない中でね、野放図にお金を投入すれば済む話じゃないかということになればね、これはね、本末転倒なんだな。自分の金じゃないから、それ考えるんだよ、そういうこと。

それとね、それとね、私ね、多少この報告はね、疑ってるんです。疑ってるというのはね、よく見せるためにね、努力しちゃったのではないかというね、疑い持ってるんです。それで、利益を過大にね、売上げを過大に見せるというのは、これなかなか難しいんですよ、税金がかかってくるからね、かえってマイナスになるから。ここね、や

れるとしたらね、流動資産なんです。流動負債っていうのは、1年以内に払わなくちゃならないお金、簡単に言うと借金。ね。流動資産っていうのはね、1年以内にね、現金化できるものを流動資産っていうの。これをね、売れる当てもないのにね、過大に見積もった可能性はないかどうかっていうのをね、私、在庫は見てないから分かりませんが、それを疑うんです。こういうのを見たとき。そしてね、もしこれを過大に見積もっていたとするとね、これから大変になるんですよ。雄たけびを上げながらね、全国をね、売れるかどうか分からないんだけどね、売って歩かなくてなんない。2年、3年前のね、在庫がここにね、不適正な価格でね、ここに載ってはいないかと。

そういうことはないと思いますが、なければね、安心なんです。1年以内に現金化できるんだから、2年も3年前のものもね、ここに載ってたとすると、ちょっと大変なんだな。また赤字出るよ。

町長、こういう在庫管理っていうのは、何といたしますか、多分やられていないと思いますが、経営に積極的に参加されているようですのでお伺いしますが、在庫っていうのを確認したことあります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この問題がクローズアップになってから、報告は受けております。それから見込みのないものは、今のところはないと思っています。見込みはあります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この間、委員会でも資料を出していただきました。後でね、ちょっと見てください。1年以内にね、現金化できるはずのものがね、2年、3年前のものが、そこに載ってたとするとね、できてないじゃないですか。後でね、これ見てください。こういった不誠実なことをやると、後々大変になるんだよ。売れないものが売れるとしてね、ここに載ってんだから。ということだね。

そこでね、ここに幾らの債務超過になっているかということが、貸借対照表にも出ております。そこでね、ざっくり、ざっくり言うけどもね、例えば、3,000万円が債務超過となったとすると、その3,000万円をね、町でここに入れ込むと。町で絶対入れ込むのは賛成しないけども、入れ込むとね、このバランスシートというのは、バランスがとれてね、釣り合うんですよ、釣り合うの。そこでね、借金してた金を払っちゃうの。これね、払った瞬間にこの会社は倒産するんだよ。何で倒産するかっていうと全くキャッシュを失ってしまうから、現金預金を失ってしまうから。そうすると、この会社が維持するためには債務超過の、最低でもね、倍の金を持たないと、この会社は維持できない。そういう理屈なんです。一遍に借金を払わないだろうけども、これ何年かけて、この負債を払っていくのか分かんないけども、いずれ債務超過分の倍の金を利益として払うまでにね、稼ぎ出さないとこの会社はもたないんです。そのくらい深刻なんです。

それなのに、どうやってこれをね、この会社を再生するのかという、そういう話は一切出てこないところに、この問題のね、深刻さはあると私は思ってるんですよ。奇妙さ

があると。

そこでね、前、6番議員が聞いたことをね、また私が聞きますが、この会社の事実上の経営者はどなたでしたっけ。そのことをお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 経営者は取締役会、代表取締役だということになりますけれども、さっき、これも若干の捉え方の違いがあると思うんですけれども、多分売れないものがあるっていうのは、エゴマのことでしょう、多分ね。エゴマについては1年以内。これから1年以内に、これは売れるということでの確約はございます。ですから、売れないものを持っていて、ただ載せているわけではございません。それはそれでこちらのほうでもいろいろ進めておるわけです。

前にも話、多分いただいたんですけれども、銀行からの指導なども、よく判断されたほうがいいよということをおっしゃられたような気がします。銀行から言われたことというのは、要するに、このままの状態でもエゴマを取り扱ってれば、いずれ、これは要するに行き詰まるよと、こういうことの内容ですね。

それで、このエゴマについては、やっぱりさっき言ったように、在庫を抱え込んでどうにもしようもなくね、投げてしまうんでないかと思うようなことであれば、それはそういうふうになるわけなんですけれども、これを処理はするんですけれども、なかなか利益を出すというところまでは、これが厳しいんですよ、今のところね。これ言ってみれば、実そのものを売ることによって利益が出ないんですけれども、加工すればいいんですけれども、この加工したもの、例えばエゴマ油であれ、ドレッシングであれ、何であれ、こういうものがもっともっと利用してもらおうというのであれば、何とかなるんですけれども、やっぱりある程度のこの量ですので、実そのものをやっぱり売らなくてはならないということで、そのために人件費を町のほうで、何とかこの分について人件費を考えてやれないかと。そうすることによって、エゴマをこれからも取り扱うことは可能だと、こういう考えです。

それから、何といたってこれお客さん商売ですので、これ計算はできない分野がございまして、当事者にとにかくこれは努力をしてもらおう。いわゆる、この経営者に努力をしてもらおうということなんです。ですから、その努力をもらうための一つの町としてやれることということで、さっき申し上げたような内容です。これを、議員の皆さんにも理解してもらえれば、少しずつはこれは1年や2年ではそれはすぐに元に戻りませんよ。時間はかかりますけれども、公社として何とかやっていけるんじゃないだろうかという思いです。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 事実上の経営者というのは、今、私ね、その取締役会に色麻町の職員が行っております。この明確な規定はどうもないようです。これね、定款が、私不備だと思ってるんだよ、これ。実は、色麻町が本来、事実上の経営者になっているはずなんです。この仕組みだと。ただ、法律上、行ってることになってないから。本来、

定款を整備してね、事実上の経営者がね、誰なのかということで明記しなくちゃならないんだよ。これはね、色麻町のはずなの。ただ、今のやり方だと、確かに取締役会だよ。

ただ、おかしくないですか。経営者が取締役なのに、町長が経営に参加すると。取締役会にね、職員が行ってるんだよ。それで責任は関係ないというのは、この話はないの。

それでね、アドバイザーさん、しっかりアドバイザーさんのね、お話を聞きながら、これ対応してください。そこでね、アドバイザーがね、何をやるかっていうとね、決まってるんですよ。ほぼほぼ決まってるの。この現状見たとしても、やることほぼ決まってるの。一つはね、これ経費を削減すんだよ、必ず。立て直すとき、経費の削減に入るの。どういう削減やるかは分からないよ。それから収入の増加を図るの。収入をアップさせないと、黒字にならないさ。これが2つ目。3つ目はね、売上げの改善をするんだね、売上げの改善。この改善というのは、いろんな意味あんだよ。改善。それからね、市場調査。市場調査してさ、需要に供給が追いつかない状況にあるなんていう判断しないさ、これ、市場調査やってないからこういうこと起きるの。これ市場調査。5つ目が社内改革。そしてね、6つ目、これがね一番重要なんだよ。どうやって資金調達をするかということをやるとさ。町長は、ここに税金を投入するという話しかしてないの。いろんな方法あるんだよ、やり方は。事ここまで来たときね、相当な覚悟がないとこの会社は立て直せないんだろうと、私は思います。こういう状況だから、1億円の金が必要だよ、これ、立て直すため。

そこでね、せつかく株式会社だから、株を発行してね、何もこれ、町長のときに行ったことなんだから、この株を購入してね、資金を注入したらいいんじゃないですか。町長がね、町長、副町長がそのつもりであれば、議会だってさ、議員だって多少はこれ協力しようと考えんじゃないのかなあと私は考えてるんですが、そういったお考えを持たれたことはございませんか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 個人的な話は別として、現在、株の増資ということについては、まだそういう話はしておりません。それから、これ経営者、町だって、町で駄目だからこういう形になったんですよ。町でいければ町でいかった、直営でいかったんですけど、町で直営でできないということで、それで第三セクター化にして今の形になって、そして、実際に町が代表になれないということで、今の形ですよ。今の歴史から言えばそうなんですよ。

ただ、議員の皆さんにも話の中で、筆頭株主である町が何も関わりなくていいのかという話も、現にあるわけですね。今言った天野議員のように、株式会社に町が関わることはいかがなものかという話、考えの人もありますけれども、筆頭株主の町が何も関わるのがなくていいのかという話もあります。

やっぱり町として、歴史から言っても今言ったように、直営で始まったものなので、これは関わらざるを得ないと思います。

ですので、今のところ、私としては、たとえ税金、これは公費を投入ということ

は税金ということになるわけですが、さっき言ったような具体的なことに考えを持っておりますので、それを皆さんに何とか理解してほしいというふうに思います。エゴマについても、これからもやりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番天野秀実議員。どうぞ。

○10番（天野秀実君） それでは、次の質問をいたします。

視聴覚ホールを色麻町に建設したいと考えた本当の理由は何でしょうか、改めて伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の2つ目の質問に対してお答えを申し上げます。

視聴覚ホールを色麻町に建設したい本当の考えという質問のようでもありますけれども、現在、視聴覚ホールはもちろんないわけですし、その現状の背景といいますか、それをちょっと申し上げさせていただければ、本町の文化活動に際しては、小中学生の皆さんには体育館を、町民の皆さんには農村環境改善センターのホール等を利用していただいている状況にあり、行事のたびに観客席に椅子を設置したり、床にシート等を敷いて座っていただいていることもあるという状態です。行事によっては、ですから、数時間に及ぶことが当然あるわけですし、床に長時間座るといことも、大変利用者にとっては快適なものではないというように考えておりました。ですから、高齢の方であれば、身体の負担も結構あるのかなあというふうには、思っておったところでございます。

そうした中で、行事あるごとに椅子を並べたり、あるいは机を運搬したりという状況になるわけですが、これも少しの数ということであれば、それはそれでしょうけれども、結構な数を移動させるということもあります。ですので、このような現況を何とか解消してみたいものだなというような思いで来ました。そして、この施設ができるということであれば、町のにぎわいや、町民間の交流を活性化できる、あるいはさらに活性化できるということですね。それから、小中学生の皆さんにも日常の学習だけでなく、各種の催しに対しても恵まれた環境を提供できるのではないかと、そういうような思いを深めておったものですので、今回はこういう施設造れる状況にあるのではない

かというふうに判断をしたところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この件に関しては、あらかじめ回答書を頂いております。それで、間違いのないように、また再度理解をしておきたいと思っております。今の御答弁は大変説得力があったと思っております。それで、その回答書にもございましたが、床にシートを敷いて座っていただいていることも、小中学生の皆さんでは今ある状況なんだと。ですから、高齢者の皆さんにも、こんなことでは身体への負担が大きいと。この負担の軽減を図るということは、非常に大きなテーマであると考えていると。なるほど、説得力があると思っております。

そこで、椅子を設置すれば問題が解消するのではないかと私たちは考えているんですが、そうではなくて、そこに椅子を設置すると、職員数にも限りがあると。そのため、100を超える椅子や机を運搬することもあるため、運搬に関する職員の負担は大変なものだと書いてあります。さらに、運搬により度重なる運搬で椅子などの劣化にもつながる状況になっているから、こういったことを改善するためにも視聴覚ホールが必要だと。大変、説得力のあるお話ですので、何ら反論はこれはいたしません。

そこで、そのことはいいんですが、ただ、これまでの皆さんに指摘した回答とは若干違うような気もするんですが、本当の理由がこういうことであれば、これはこれで理解をしました。

そこで町長にね、お伺いしますが、ただ、これだけの理由だとさ、ちょっと何か場合によっては30億円になるか、20億円になるか、40億円になるか分からない視聴覚ホールを建設しようという理由としては、非常に弱いように思うんです。ただいまの答弁はいいですよ、説得力がありますから。これは思うものですからね、ほかに何か、一般質問が出たときにお話しておこうとするつまびらかな理由、明確な理由をね、とってあるのではないかと勝手に想像してるんですが、もしそういった理由をとってあるのであれば、町民の皆さんに、視聴覚ホールがぜひ必要だという明確な根拠をね、この際披露していただければよろしいのではないかなと、私などはそう思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実はってことはないな。皆さんのお手元にも多分あると思っておりますけれども、かつて、もう2年前になりますが、コンサル事業でのコンサルのほうからの報告書があると思うんですよ。あるはずなんですよ。その中に、いろいろな今後10年の色麻のまちづくりの方向ということでまとめられたものなんですよ。そして、それは一つには、例えば健やかに生きる力だとかね、あるいは未来に羽ばたく力とかって、いろいろこう分析された中にあるわけですね。そして、その中に、未来に羽ばたく力ということで学校教育の充実、それから一生を通じて学び続けられる学習環境の整備、いわゆる社会教育関係、これの環境整備ということが整理あるいはそういう形でいただきま

した。そのことを踏まえて、今回、そういう整備に着手をしたいという思いで、その背景はさっき言ったとおりでございますので、何とかそういう方向で進めたいということでもあります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） まちづくりに関する方向性の中で、そういうものが出されていると、それは分かりました。私がお伺いしてるのは、こういうことなんです。このホール、建物を建てるのはいいんですよ。建物を建ててどうすんのかということが重要なんですよ。その中で、この椅子とかね、そういうのが出てきました。これはこれで説得力ありますから、それはいいんですが、これだけだとね、町民の皆さんに理解していただくためのね、理由がね、ちょっと弱いと思うんですよ。建ててどうすんのかということなんです。例えばね、町長はわざとこうね、回答をずらしてるんだと思いますんで、私のほうからちょっとお伺いしますが、こういったホールを建設したときってというのは、やはり町民の中に文化活動に対する力が湧いてきてないとね、これは使い切れないんですよ。そうなんですよ、これ。

それでね、多分ですよ、こういったことを考えてるのかなと、私思ったんですよ。文化芸術活動でね、例えば色麻町にね、フィルハーモニーか何かを育成して、つくって世界中をね、公演して歩くくらいのね、そういったものをつくろうというね、気持ちが多分あるからこういったものを造るんじゃないかと。例えばね、前にわらび座だとかなんとも色麻町に来ましたが、演劇の劇団、こういった活動をやるね、青年たちを育て上げる予算をつけて、こういう人たちを育て上げると。そして、この視聴覚ホールを拠点にね、全国公演をやってだよ、そして、さらにそこから資金を積み上げていくとかね。例えば、うちのおやじも前にやりましたけどもね、短歌とか俳句とか川柳とか、絵画とか、そういった町民の人たちのね、活動を底上げして、ここを拠点にね、色麻のルネッサンスの文化を花開かせようとかね、何かそういう構想が多分あるから、こういうのをやってると私は理解してるんです。それからね、これ、合唱団。色麻に合唱団ありますねなんかね、すばらしい合唱団。NHKの番組とかだね、あれですね、よく毎週出てきますけれども、NHKと協賛してね、色麻の合唱団をね、そういったところに登場させて、色麻町の知名度アップにつなげるとかさ。ただ建物を建てるだけではね、ちょっと理由が弱いと思います。それから、椅子の老化を防ぐためだけだって、ちょっと弱いわけさ。

本当は何かそういった構想を、わざと隠されて答弁されてるんじゃないですか。もし、あればね、そういったことをね、お話していただけると町民の皆さんも、これ30億円ぐらいかけて造るんであれば、そういうことも考えてるんだなど、大変心強く思うと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まだ具体的なところまでは、何十億とかということではなくて、前に答弁したときは、最低限これぐらいまでが限界かなという話の中での金額でしたけ

れども、少なきや少ないほどいいんですよ。

それで、今の構想のような構想は、申し訳ないんですけども、ありません。そういう、そこまでのいわゆる、どこにでも誇れるぐらいの文化会館のようなものまでは、ちょっといかがなものかというふうに思っていますので、少なくともですから、視聴覚ホールという言い方をしたんですけども、少なくとも小中学生や、あるいは色麻町の方々が、今ある文化活動がもっともっと積極的にできるように、あるいは環境的にできるように、そういう椅子の固定されたもの、あるいは移動式の椅子であっても、手で持ち運びするようなことでないような施設、そういうことを想定をしております。

そしてこれはまだ、かなり、今、これを目標にしてやろうとするときの予算的なことについては、かなりハードルが高いんですが、実は防衛関係ということをちょっと意識していますのでね。かなりハードルが高いので、果たして私が思うようにいけるものかどうかということも、まだ何とも分かりません。今のところ、担当される人に相談を重ねて、話を大体の状況を伺っているだけでありますので、ただ、思いとしては、こういう視聴覚のホールを町として準備をして、子供たちなり、あるいは今町内にいる活動に一生懸命な人たちの、それをさらにさらに、そのことによっての喚起されれば、あるいは醸成されればいいのではないかなという思いであります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 実は、歴史的に見てですね、歴史的に見てなんですが、施設を整えたから文化が花開いたっていう歴史は、あんまり私知らないんです、そういう文化的なものが花開いたから建物ができるとかね、そういうのはあります。葛飾北斎がね、何か文化施設ができたからそこでね、描いたというわけではなくて、関係ないんですよ。そういうのは一切関係ない。ではなくて、最初にあるのは、そういった底辺の文化があるから建物がついてくるということだと私は理解してるもので、これ、町民の皆さんにね、理解を得るときというのは、建物ができたら皆さん文化活動が盛んになりますよと言っても、それはちょっとね、眉唾物なものですから、一番最初に文化、スポーツ活動、その底辺づくりをやると。これ建てる前にだよ。そして、そのための予算組みをしっかりと町民のために組み入れておくと、そこから私は始めるべきなのではないだろうか、そのように思ってるものですから、この視聴覚ホールについてはね、私は賛成、反対という立場はとっておりません。どういう視聴覚ホールを何の目的で造りたいのか、これがね、はっきりしてないとやっぱし、これうまくないと思ってるんですね。

ということで、よく分かりませんが、最初の答弁は非常に説得力がありました。執行部の皆さんで、これらのことは今後のために、総力を挙げてどうするのかということとは取りまとめていただくことを期待して、次の質問に入ります。

続きまして、地場産業の振興についてお伺いいたします。我が町の第1次産業の現状と、それを踏まえた将来に向けた振興策について伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の3つ目の質問のようではありますが、答弁をいたします。

まず、この第1次産業の現状、いわゆるここでは農業ということだと思えるんですけども、林業も関係あるかどうか分かりませんが、一応農業ということで、一応農業の現状について答弁をしたいと思います。

本町は、農業が基幹産業であり、水稻を中心に大豆、飼料用米、繁殖牛、アマユキホウレンソウ、ネギ等による複合経営を確立してきました。しかしながら、農業後継者や新規就農者の担い手不足や、農業従事者の高齢化が進んだことで、農業生産力が減退しており、また、耕作放棄地や、鳥獣被害の増加などが懸念されております。

農業後継者の育成や、新規就農者を増やしていくためには、基盤整備をはじめ効果的な農地の集積、農産物の販路拡大及び需要が高い農産物の安定供給が、本町における課題となっております。また、豊かな景観を有する農村集落の環境を維持保全していくために、認定農業者や農業後継者、新規就農者が集落営農の中核として活躍できる仕組みづくりに努めていく必要があるだろうというふうに、現状の認識であります。

振興策ということについては、担当課より説明をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） それでは、将来に向けた振興策ということで、まず、地域でまず守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、地域の皆様が一体となって話し合う。今、話題となっております地域計画をまず推進しまして、中心となる経営体への農地の集約化によって、農業経営の効率化、安定化を図り、持続可能の高い地域農業を推進してまいります。また、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金や、環境保全型農業直接支払交付金の推進により、農村環境の維持、保全に努めてまいります。さらに、有害鳥獣から農地を守るため、地域ぐるみでの研修会を実施し、侵入防止柵等を適切に管理していくなど、対策を講じてまいりますと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 以前もこの問題について扱ったときはですね、色麻町の農業の現況について、統計調査の結果を基にしながら話をしたという記憶がございます。それで、今回は色麻町の資料は使いませんが、色麻町を取り巻く状況、ことについて、まず、これを話をしてから入りたいと思います。

皆さんも御存じだと思いますが、アメリカの世界一の投資家と言われるウォーレンバレットという方が、20代だったら何に投資をするかと聞かれたときに答えたことが、マスコミで報じられています。それは自分が20代だったら、農地を買い占めると言ったんですよ。ここにね、これからの全ての世界の経済の動きが集約されているんだろうと、私は思っていました。そこで、世界の人口がこの前まで60億人だと私思っていました、今80億人を超えました。そして、あと20年後に100億人を超えるかもしれないと、そういう状況になっています。

そこで、前にもちょっと触れましたが、中国で、中国でですね、この経済成長の間に3億5,000万人の農民が工場労働者になったと。これは、作る側から、食料を作る側か

ら提供される側に移ったということなんです。それで、インドも同じことが起きていると。そこで、これから何が投資の対象になるかっていうと、要するに食糧が不足していくんだと。そのために、投資家は農業部門への投資していくんだという、そういう方向を定めたようです。

そこでね、この投資の中に、皆さんももう既にお分かりなんですが、一つは昆虫食であるんです、昆虫食。何でかっていうと、今言ったように農地が減ってきて、それから生産する人が、農業、農民として農地で生産する人が減っていったと。そうすると食料を確保するために、一つは工場のできる昆虫食に投資が入ってるようです。それからもう一つは、遺伝子組換え食品。これまでどおり農地で生産してると、どうも効率が悪いと。人口の増加に追いつけないから、遺伝子組換え食品。あともう一つは、俗にいう人造肉とか、人工的に作り出した肉とか食品だそうなんです。これを、工場の中で作っていくということが、これからの対象になっていくと。

そのとき、私前にも言ったんだけど、色麻町にはその広大な農地があるわけですよ。それで、この農地を耕してる人たちというのは、間もなくリタイアをしていくという運命にあると。そのとき、私は色麻町の第1次業には、結構力強い未来が残ってるって私は確信しているんですが、その辺についてね、町長はどのように考えられているのか。この生産拠点というのはね、私はね、耕さない、磨かないことには、磨く必要があると思ってんですよ。これは結構色麻町の武器になると私は考えているんですが、その辺についてお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、言われたことについては、あるいはそのとおりののかもしれません。まず、今、国のほうでも心配されているのが、いわゆる食料安全保障ということで、今、日本で農業分野に従事されている平均年齢がたしか68. 幾らだと。70歳間もない年齢が、実際に今、農業に従事されている方の平均年齢だというふうに、私は記憶しておるんですけども、多分本町においても大体その辺が、現在従事されている方々の平均年齢だろうと思います。それで、今言った国の食料安保の中で不安されているのが、10年後、今この平均年齢で実際に頑張っている人たちは、10年後は、さっきの質問もありましたけれども、やがてリタイアだろうと。そのときに、誰が農業を、その食料を支えていくんだらうかということが、今、国のほうでも話題になっておるようです。

今、本町でも将来性があると言えはる。しかし、やっぱりこのことがどうしても課題として残るわけですね。今、地域計画というもので今作成中ですけども、いわゆる10年後、それぞれの土地を誰が耕すのかということで、かなりこれは迷ってるんですよ。10年後ですから、今、現役でやっている方々が、果たしてやれるかどうかの、その先です。そういうことでの不安があります。将来性があると言えはる。しかし、課題もある、そういう状態が本町の現状ではないだらうかというふうに思います。ただ、そればかり言っただけじゃありませんので、何とか法人化あるいは集団組合をつくり

ながら、その中で後継者を育てる工夫をしなくちゃならないのかなと、そんな思いで今のところ思っております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

実は、農水省の発表とか、農林大臣の発表もちよっと抜き出してきました。それから、三菱総合研究所の、これはこの方、有名な方らしいんですけど、稲垣公雄さんという方。これは専門なんですけど、分析したやつも抜き出してきました。それによるとですね、今、町長が言われたように、今の段階で2023年で92万戸の農家、農家というかね、経営体、これ法人も含めてね、経営体として92万9,000戸があると。そして、平均年齢が、今言われたように68.4歳、そして、86%ぐらいが65歳以上なんです。

いや、私はね、実はここにね、ビジネスチャンスがあると思って、未来があると思ってるんですよ。そして2050年にはね、17万7,000戸に減少、7,000戸っていうのは17万7,000の経営体に減少すると。80%以上が減ると。そしてね、これ多分、正確なんだろうと思いますが、三菱総合研究所の試算によると、今、法人経営が4万経営体、これがね、多分、6万経営体くらいで頭打ちになるのではないかと。そして、10万以上の経営体は、法人ではない経営体として、どうも生きていくことになりそうだと。米の生産はね、56%減ると。そして、需要に対して100万トン不足するという試算が出てるんですよ。そしてそのほかにも、ハウレンソウはまず消滅するだろうと。米が6割減、カボチャも40%はなくなると、サクランボはほぼ消滅すると。レタスも40%ぐらいなくなってしまふということなんです。

そこでね、これ聞くとすごく後ろ向きな話なんですけど、実はね、ここにビジネスチャンスがあると、経済の専門の方は捉えて参入してきてると。需要はあるんだけど、供給が追いついてないと。ここにビジネスチャンスがあるということのようなんです。

そこでね、時間ないからですが、ただいま国の方針についても触れられましたが、今、食料農業農村基本法の改正を検討しているようなんです。そして、報道によりますと、そこで、一つは効率的な農業経営を推進するんだと。もう一つは、農産物の価格を引き上げていくと。これ引き上げなくても、自由市場で少なくなれば、当然上がっていくわけですから。

そこでね、私町長、後継者をつくらざるを得ないとか、何とか耕さざるを得ないということではなくて、そこにいる人が入れ替わることによって、町の産業は変わっていくんだということだと思ってます。であるとするならばね、やはり色麻町の産業を預かる町長としてね、この第1次産業のね、やっぱ未来を語るというかさ、これからの産業の未来はこうなんだよと。そして、これを担うのはあなた方なんだよと。それを支える予算をつけていくということはね、本気になって考えるときに来てるのではないかなと思ってます。これ80%以上減ると、今40歳以下の人たちがほぼほぼね、2割いないんですよ。この2割いないんだけど、その人たちには間違いなくチャンスがあるんです。60歳過ぎた農家の方々にはチャンスはまずありませんよ。この方々がリタイアして、これから

やっていく人たちは、需要に対して生産が追いつかない状況になったときに、これはね、ここにチャンスがあるんですよ。

それで、時間がそんなにないんですが、町長ね、もう一度、あなたが若いときには、町の産業を担う方々に対する予算づけというのは、もっとしっかりしてたと思う。世の中を見せる予算、研修に出してやる予算とかね。今の世の中がどうなっているのかという、世界を見せるための、やはりそういった、これから皆さんに、色麻町の第1次産業を担っていただくためにね、育てていくんだというね、そういった意気込みのある未来を感じられる予算づけというのをやってもね、私はいんじゃないかと思ってる。

幸いなことに、結構ね、今、お金あるんじゃないかと私思ってるんです。貯金もね、町長が努力されて、皆さんが努力されて積み上げてきたものがありますから、それをね、爪のあかほど使っただけで若者は、自分たちに町はしっかりと支援してくれるんだなという、その思いを持つと思うんですよ。その辺を私は期待しておりますし、町長もね、多分そういった考えを、まだ誰にも言ってないと思うんですが、持ってるんだろと思ってるんです。その辺についてお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いつの時代でも若い人たちに期待をしたいということは、これは私ばかりじゃなくて、これまでもこれからも多分そうなるだろうと思います。現状ということで、これは心配するような話ばかりするようなことになるんですけども、今農業ということが、第1次産業ではありますけれども、産業として成り立つか、成り立たないかの、ある意味ではですよ、そういう曲がり角だかもしれないんじゃないかと思うところもあるんですよ。

つまりね、今のそれぞれ現状から言って、それぞれの地域、地区の中でお願いしたいという人はいっぱいいるけども、受け取ってくれる人がいない。それが今、本町の農業のいわゆる産業としての現状でしょう。ですから、そういうことをこれからの若い人たちが希望を持たせるということであれば、米を中心ということは、それはいいんです。米中心はいいんですけども、やっぱり施設園芸で、これに力を入れていくのが、若い人たちに魅力を感じさせられるものではないだろうかという思いは持っております。

それぞれの地域の中で、あるいは家庭の中でも同じですけども、この経営ということについては、それぞれ経営者ですので、どうすればいいのかということをもとに考えてもらっての相談を受けたいものだ。そして、今言ったように、その中で若い人たちを派遣したり、あるいはどういうところに勉強させてやったりということを考えていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 時間もなくなってきたもので一つだけね、お話しますが、実は今年から色麻町にね、地域を興したいという方が定着してるんですが、公費ではなくて、私費で定着しております。そこでね、去年ね、その方はね、岩手、長野、愛媛、九州とずっとね、農業体験をやりながら渡り歩いたんです。キャベツの収穫だとか白菜だとか、

ミカンだとかね。そこでね、これ愛媛頑張ってるなあという報告を受けてね。これ、後継者がいなくてね、廃作してる人たちがね、大分出始めたんですよ。そんなときね、そこで、何年間か、その仕事をしていただいた、修行していただいた方にね、ミカンの木から畑から、それから機械から全部明け渡して経営を移譲したと。他人だよ。他人。自分の子供たちやんないもんだからね。その方に無償で全て提供してそこに定着していただいて、地域にとどまって、まちづくりに貢献していただいているという報告を受けてね、これね、色麻でも使えるぞと思ったわけさ。

色麻町の場合、結構年代の方々が頑張っていていただいています。これは大変素晴らしいことなんです、いずれ、いずれですよ、私たちもそうなんです、いなくなるわけですよ。いなくなっちゃう。そのときね、お分かりのとおり、20年後、じゃあ何人、今やってる方々が残るかという、ほぼもう決まってるんですね、統計調査を見ると。そんなときね、外部の方々がね、結構ね、第1次産業に携わりたいっていう方々がいるんですよ。ただ、労働者として働くのではなくて、経営者として生きていきたいという人がいるわけですよ。経営者として生きていきたいという人をね、色麻町はね、受け入れる町なんだというね、これは町長ね、しっかりと打ち出して、私はいいと思う。だって、間もなく耕作できない土地がいっぱい出てくるわけだから。残った人たちでもね、これね、頑張っても大変なところが出てくる。こういったことをね、これから町長含めね、執行部の皆さんに、今後の方向をね、検討してもいいのではないかなと。ほかのいい事例は、やはり真っ先に率先して取り上げてもいいと思っておりますが、その辺について最後にお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今も少しは、そのかじりはやっています。例えば南山の果樹園なんかそうなんですけれども、そういう思いで、これから町としても取り組ませていただきたいというふうに思っています。

○10番（天野秀実君） 終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、早速質問をしたいと思います。

私事ですが、今回、任期最後の部分での一般質問になるのではないかなと思っております、ここは。今まで町長といろいろやり取りしてきておりますので、それも含め、質問をさせていただきたいと思っております。

今回、質問は1か件出させてもらっております。内容については、機構改革についてということでございます。まず質問に入る際、冒頭で、私なりの結論、町長に聞きたいのは、できることと、したいことと、しなくないことの違い、これを町長にお尋ねをし

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この内容につきましては去る11月3日、議員各位に控室で執行部より説明をいただいております。近年の社会情勢、あと、ニーズの多様化ということですか、そういった部分があり、今の組織体制では対応し切れない部分が多々出てきているということに基づき、平成30年から行革をいろいろやってきて今日に至って、12月会議、これについての一部改正の議案提出ということにもなっているようでございます。そういうことも含みながら、この機構改革、どういったものになるのかをまた改めて、町長にお尋ねしていきたいな、そのような思ひでおります。

町長も2期8年やられ、今3期目に入っております。その中で行革を進め、いろんな課題があったんだろうと。そういうことが今回のこの機構改革に推し進める部分にも来たのかなと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいなと思ひます。

まず初めに、今回の機構改革の目的、また、その効果をどのように見ているのか。また、どのような検討したのかをまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の質問に答えたいと思ひます。

今回の機構改革の目的、それから効果あるいはどう検討したかということでありますが、住民ニーズや社会的なニーズは、生活環境や住民の意識の変化、個人の価値観の多様化等により、社会的な変化が起こっていること、デジタル技術をはじめ、情報通信分野が急激に技術進歩したこと、コロナ禍やウクライナ問題に端を発した社会的な混乱により、意識、意見の分断が進んだこと、これらによって高度化、多様化が進んできました。また表面化している顕在ニーズだけでなく、潜在ニーズへの配慮も今後ますます重要性を増すものと考えております。

ニーズの多様化は、行政課題の多様化に直結しており、それらに迅速かつ柔軟に対応することを目的としております。社会情勢をはじめとした様々な要素により、ニーズは多様に変動するものであり、変化のスピードも高速化していることから、来年度以降の日々の業務の積み重ねを通して、効果測定できるものというふうに考えております。検討に際しては、管理職からなる行革推進本部会議と、係長級と課長補佐級からなる補助推進班会議を開催し、検討と議論を重ねてまいりました。本部会議では、課の構成をはじめとしたマクロな視点での議論を、補助班会議では、個々の業務内容の有機的なつながりなどのミクロ的な視点での議論を行いました。そのことで取りまとめたものであります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長にね、答弁をいただきました。目的、私のですよ、今の町長の答弁聞いてちょっと目的、長々ちょっと受けて何が目的で効果が何で、検討については、各課の課長たちが集まっていろいろやられたということは分かりました。ただ、目的、簡単に目的って何なんですかね、本当に。今、ニーズという言葉がかなり

出ております。ニーズの多様化、これが直結するのが行政課題の多様化に行っていると。言葉的部分は並んでるんですけど、意味がちょっと私分かりかねるんですよ。もう少し簡単にお示しいただければよろしいかなと思うんで、再度、町長にこの目的、簡単に言いますと、どういったことで今回やるのか。町民の方にも聞いておりますので、その方にも分かりやすく、簡単にもしお示しいただけるのであればお示してください。

また、あと効果、効果なんですよね、問題はね。検討して課長会議等をかなりやられて、副町長を委員長にはじめやられたんだと思うんですけども、検討してる、肝になる部分は何なのかなということをお尋ねをしておきたいかなと思います。あくまでも組織編成する際に、私がいた企業では必ず戦略というのは整合的に一緒にやってるはずですよ。この戦略は何なのか。そこに、ここにおける企業改革の意図があるんだと思うんですよ。それを町長どのように考え、見ているのか。それも目的の一つじゃないかなと思うんですよ。その点をちょっとお示しいただきたいかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ニーズということで一口に言ってしまうわけですけども、確かにいろんな町民の皆さんの思い、これは大分、多様化しているということは、そのとおり受け止めてもらって結構だと思うんですね。そして、それに対応する町としての、いわゆる仕組みということになるんでしょうけれども、やっぱりそれに対応する町が、対応しやすいようにするための仕事の分散、それから全体での平準化、そうしたものを踏まえての機構改革。それから、今回、幼稚園、保育所関係が閉鎖するということになりますので、その人材関係のというふうな、この配分をする、配置をするかといったようなですね、そういうことも含めた、いわゆる機構改革ということで理解していただければというふうに思います。

ですから、町民の皆さんの思い、例えばデジタル的にこうだ、ああだといういろんな話題が違ってきてるわけですね。これはどういう使うんだ、ああいうものはどういうふうにしたらいいんだ、そういうことが今までと違うような、そういうような話が出てくるという、そういうことに対する対応をしっかりしていこうじゃないかというような思いが込められながらの機構改革ということで、そういうことで理解していただければというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今ね、町長の説明聞いて、何となく、何となくですよ、理解はできるかなと思いますが、簡単に言うと町長目的は、事務事業の分担化、細分化、それを各能力に合わせ平準化に合わせてやっていくと。それがニーズに対応するんだよということで承ればいいのかどうか。それによって、行政課題が抱えてる問題を一つ一つこなせるんだよということで御承知すればいいのか。再度お尋ねしておいてよろしいですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういう対応するためにやるということで、今言ったようなこと

で対応できるものだというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の答弁分かりました。

しからは、副町長に、これ、検討委員会、検討なされてやられたということで聞いておりますので、その委員長が副町長ということでお尋ねしておいてよろしいでしょうか。検討の際の焦点として、マクロ的な視点とミクロ的な視点、これを基にしていろいろ議論、具体的な検証、焦点を絞りやられたと思います。具体的に、今回の機構改革の戦略を、どのようにそこにつけ加えてやられたのか。まずそれをお尋ねしときたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 相原議員にお答えをいたします。

今回の機構改革の視点、マクロ的な部分、ミクロ的な部分ということでのことですが、先ほど来町長が答弁しております。やはり時代の変化に伴って、住民の方々の様々な意識の変化あるいはデジタル社会の多様化。そしてまた、頻発する災害への対応あるいは人口減少などの対策等々がございしますが、今回の視点の中で中心となったのが、一つはですね、具体的な話になってしまうかもしれませんが、色麻町、町長ともずっと言ってますけれども、本町の基幹産業は農業だと。農業分野の今になっている産業振興課については、農業分野だけでなく林業、畜産さらには商工観光の分野もあるといったようなことから、町の主たる産業である例えば産業振興課が、複数の事業を職員の少ない中で抱えているという中で、やはり色麻町の農業を今後どのようにしていったらいいのか、それを専門的にというか、もう少し掘り下げていくためには、やはり今の組織体制ではなかなか現場、目の前のことに追われてしまって、深く掘り下げることができないんだらうなというようなことがございました。

さらには、今、人口減少で移住定住の部分もありますが、それらについてははっきりとした担当課というのが、今現在は企画情報課で担っている部分がありますけれども、それも一係といいますか、兼務での業務だと。やはり、これから人口減少等々あるいは移住定住、そういったものに特化したような組織も、やはり今の色麻町にとっては必要ではないかといったような、そういった視点から、これから本町で取り組むべき課題、そういったところの課の在り方をどのようにしたらいいのかという課の在り方について、ある意味でマクロ的な部分でそういった考えに基づいて、職員から意見、提案をいただいたと。

ミクロ的な部分については、それぞれの各課で持っている事務分掌、これをその事務分掌が今の課の中で対応が可能なのかどうか、あるいはもっと別な分野で、この事務については担当したほうがいいのかといったような、そういったより具体的な事務内容の部分についても、検討を行ったということでございます。これらについては本部会議、そして課長補佐、係長を中心とした補助推進班の会議。もちろん、全職員から各課で意見を募って取りまとめた、そういった今回の組織機構の見直し、重点的なこと

を言えば、先ほど言ったような視点から議論を重ねたということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま副町長に答弁いただきまして、マクロ的な部分とミクロ的な部分。課の下の細分化の配置替えと、ミクロ的な部分は事務分掌かな、この扱い方、今までのやり方でどうしても不具合が出てきているということ、それを基にして、もっと分かりやすくしたいんだということは分かります。

しからは、これを分かりやすくして、最終的にこれを利用する町民の方々にどのようにそれを示すのか。日々の業務に追われてどうのということ、先ほどお話ありましたけれども、あくまでそれは一つの、私は言い訳ではないかなと思います。業務を積み重ねることによって、効果測定のできるものを考えていきたいということも、先ほど町長言われてますよね。これをどのようにして表すのか。その点どう考えるのか。

今回、組織をつくる上で、必ず組織の原則というのがあると思われま。この組織の原則にのっとって進める際、必ず目標を抱えて、その目標を達成するために戦略を策定する。これ二体一対の形でなければ絶対遂行するものではございませんし、形になるものではないと思っておりますので、それをどのような関係で進めるか。

簡単に町長にここでお尋ねしたいんですけども、組織は戦略に従うべきものなんでしょうか。それとも、戦略は組織に従うべきものなんでしょうか。今回の機構改革では町長、どのようにその点を捉えていらっしゃるでしょうか。お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 組織があって、戦略が出るわけですね。組織のないところに戦略もないわけですので、組織があって、そして今言ったように、対町民に対してどうするかということが、具体的な戦略になっているわけですね。そういう中で、どう知らせしめるかということですけども、これはやっぱり広報紙とかですね、やっぱり課の上に看板を上げてね、具体的なそういうことではないかというふうに思うんですよ。それ以外に、何か皆さんに賛成してもらえることがあれば、どうぞ何かお話をいただければ参考にさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 大変、町長にね、煩わしい質問しまして、すいませんでしたね。何でもこういうことを聞いたか。あくまでも組織は戦略に従う、そのとおりだと思います。目標を達成する上でそこに適材適所、人材配置するのはこの形なんですよ。逆に、戦略が組織に従うというのは、組織の在り方重視型になってしまう。だから、やっぱり町長の言うとおりの、主権在民のための適材適所を置いて、目標に向かって業務を邁進する、遂行するということなんだと思います。

そうした中で、今度、ここで働いてる職員の方でございます。この中でどのようにして、今町長の言われたものをカンタツできるのか。町長はどのようにそこを指導していくのかという問題が出てくると思います。平準化とか先ほど言っておりましたけれども、

皆さんね、一律優秀な方ですから、どなたが総務課長になろうとね、何しよう問題は無いと思っております。ただ、その中で適材適所で町長は配置をしていくということでございますので、それをどのように今後考えていくのか。その考え方、人事考課についてお尋ねをしておきたいと思うんですがいかがですか、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この人事関係については、いわゆる資格があつて、その資格のための仕事があるわけですが、それ以外についてはですね、やっぱり長年同じ仕事をすれば、適材適所になるわけですよ、これね。同じ人がずっといけば、その人はやっぱり専門的な知識みたいな意味になってしまうので、適材であつて的確なということになるんですけども、そういうわけにばかりいきませんので、やっぱりある程度の年数で動かさなくちゃならないし、動いたところでは動かされた人は、そこで適材適所になるような努力をしてもらわなくちゃならないと思います。何かできない、何かできないということじゃなくて、あくまでもどっかの仕事に行つたときには、そこは自分としては今後は適材になるように努力をしよう、こういう思いで配置をしたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ここね、町長、ここでこれ以上ここで聞くよりも、この先にも質問あるんで、さらに深掘りして、そちらでまた後ほど聞きたいと思ひます。

2つ目の質問に入りたいと思ひます。今回の組織再編の考え方、ソフト面とハード面と私出してますけど、この点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 今回の組織再編の考え方、ポイントということで、ハード面とソフト面ということになるかと思ひますけれども、ハード面についてはですね、どちらかという、先ほど言つたマクロ的な部分での課の在り方、どういった課が今後、必要になるかといったようなことを捉えて考えてます。そういった中で、少子化問題については今後もですね、加速することが十二分に考えられます。また、移住定住の促進による社会増を目指すことも、町にとってはぜひ必要なことでもあり、それらの子育て世帯への対応をより柔軟な、かつ綿密なものにするために、先ほどちょっとお話ししましたが、新たに今、保健福祉課内にある子育て支援室を、課に昇格をさせるということで進め、今回はそのような形にする予定でございます。

また、先ほども言ひましたが、産業振興課の部門については、農林業や商工観光所管していますが、なかなか職員もそれほど多くない中で、業務量も多岐にわたつており、町民の皆さんから業務内容が見えづらいといったような声もなくもないといったようなことから、農林業に特化した農林課を設置するとともにですね、商工観光部門といわゆる移住定住、あるいはイベント等を重点にした新たな地域振興を目指す地域振興課を設置することにします。

また、これは前々から議員の皆さんからも言われている部分であります、総合計画

を立てて予算づけは別な課なのかといったような、そういったことも前にございました。それらをやはり、もうちょっとスピード感を持たせるために、企画部門と財政部門と一緒に企画財政課というものを設置をすることにしております。

また、今現在、社会教育課ということになってはいますが、今はですね、それぞれの人々が生涯いつまでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現に、国としても力を入れていることから、社会教育課を生涯学習課というふうに改めることとしております。

また、課ごとの職員数をですね、一定程度平準化することも組織運営の面から必要となることから、会計課と税務課を統合し、税務会計課にという名称で取り組むこととしております。

この職員の平準化については、執行機関である議会とかですね、農業委員会、これはどうしても本町の場合、職員数も少のうございますので、その部門についてはやむを得ないとして、やはり一つの課として、最低でも七、八人ぐらいの課の職員数になり、何か事案ができたときに機動力が発揮できるような、そういった人数体制が必要ではないかということでの検討もいたしたところでもございます。

また、ソフト面、これは先ほど言った事務事業の中身の部分にもなりますけれども、総務課内には消防と防災を特化した消防安全部門あるいは広報活動やSNS等をはじめとしたインターネット、デジタル分野に特化した情報広報部門を設置をいたします。また、企画財政課には企画部門と財政部門とともに、財産管理と契約業務、入札から契約執行まで特化した管財契約部門を設置をすることにしております。また、先ほど言った地域振興課のほうで新たに地域振興課という部門については、地域間交流、関係人口創出、ふるさと納税、地域おこし協力隊、企業誘致関係、移住定住といった、まさに地域の振興のための部門を総括する課として、設置をすることにしております。さらには、子育て支援課では、子供子育て関係に加えて、今世間で問題になっております配偶者からのですね、暴力の防止、被害者の保護あるいは児童手当、児童家庭相談など、そういった広い分野での所管をする子育て支援課を設置をするということで、ソフト、ハード面についてそれぞれ全体的な見直し、あるいはソフト部門の細かい事務事業の見直しを実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 副町長から、ただいま2問目について、ソフト面、ハード面、細部にわたり答弁いただきましてありがとうございます。今、ハード面からいけば、課の設置細分化した中で、こういった形で今後努めてまいりたいよ、していくよというお話でございます。

せっかく、今その話出たもんですから、しからばここでお尋ねをしたほうがいいのかなどちょっと思いまして、今回のこの再編の考え方、視点の置き方っていうのは、前に示されております。1つが住民サービスの向上を図れる組織にするんだよと。2つ目に、

簡素で機動力を発揮できる組織にしたいんだと。3つ目として、新たな行政課題に対応できる柔軟な組織にしていくということ、先ほどの部分の3つが、今言われた課の編成になったということで御承知すればよろしいのかなと。

しからは、この課の中でちょっと何点かをして、お尋ねをしたいんですが、まず1点。今回、林業に、農業においてスペシャリスト的な部分でもう特化するということで、農林課にすると。

そこでね、町長。町長がなった当初に、本町のブランド戦略っていうのを考えてみたいなんですけども、やっとならここでブランドの開発という言葉が、また出てきました。当然、ここに入れてるってことは、もう8年もたってますから、それなりの思いがあって入れてるんだと思われま。戦略的にどういった考えがあるのか。まず、1点そこをお尋ねしたい。

あと2点目、新たな課として今回、地域振興課できますけども、はっきり言って町の今の主要事業のほとんど、ここに入ってくるんですよ。定住促進、地域おこし、あとは町民協働、そういった企業誘致もですか、ここに入ってくると。町長の思いのたけの約8割から9割9分、ここに入っているような感じになっております。具体的にこれをどのようにやっていくのか。まず、2点お尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

農林業に特化した農林課ということで、ブランド化ということで加美農高さんとの連携協定も締結しております。そういった中で加美農高さんとの連携によるブランド開発であったり、あとは技術者の方々に求められるですね、農産物等の開発に、生産に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま産業振興課長から、農林課の答弁をいただきました。地域振興課について、まだここできてない課でございますから、なかなか答弁する課長がいるわけではございませんのでね、できないのかなと。ただ、副町長が委員長して課長会議、これをつくる際の課長会議というんですか、課編成会議をやった中で、いろんな思いでここにこういったものをつくろうという課長方の意思があるんだと思うんですよ。そうでなければここに出てきませんし、今回の議会に対しても、改正の一部上程では出てこない話になると思います。ここの課のやっぱり肝煎りってのは相当この町の活性するかどうかっていう肝だと思っておりますよ、私はね。町長はそこをどのくらい深く受け止めながら、町民の裨益につながるような運営をしていくのかなと。今、ここの課の担当課長いませんのでね、多分、町長は最終的にはこの素案を見せられて、これでゴーサインを出されたんだと思うんですよ。でなければ、ここに出てない話ですから、会議に出てなくても。そうですよね。

しからは、この地域振興課における思い、町長が託すものってあると思うんですよ。どういった部分を、ここの課長は誰になるか分かんないですよ。誰になるか分かんない

ですけども、どういったことを託していくのか、ちょっともし今気持ちがあれば、お尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 具体的に何ということじゃなくて、私としては、今回、ある意味では細分化というか、整理をしたわけですけども、それぞれの課にそれぞれ全て、この課だけじゃなくて、それぞれ全て、これまで以上に、これまでよりも前向きになれるものだという思いでおりますので、この地域振興課を特化してここだけ思いを込めているというものではございません。期待はもちろんありますけれども、それぞれの課それぞれに期待をしております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長のはしかりですよ。この課だけではございませんからね。そうすれば、今回こういった形で課の編成をして、縦割り化はできましたよと。ただ、縦割りで事業計画進むわけではないと思うんですよ。当然、横の横断、今まで以上に細分化して多様化して、多様にわたってやらなくてはいけない。例えば、先ほどの総務のDX、デジタルトランスフォーメーションについてだってしかりです。これが総務が頭になっても、ほかの課に全部連動リンクする話ですよ。ね。震災だけじゃなくて、例えば農林の部分でいけば、鳥獣被害の問題。イノシシ、鳥獣の追跡にこういったAIを活用するとか、DXを活用するとかいうのもあるでしょうし、あとは建設課における建物の、そういう部分についてのこういったデジタルトランスフォーメーションを使うということも可能だと思うんですよ。ですから、全部横の横断する部分もあると思うんです。

今後、今までと違った組織編成が進むんだと思うんですけど、その点はどのように進めていくのか。さっき言ったのは、そこの人事考課ってのはそこに来ると思うんですよ、町長。横の部分、要は、課長になる、管理者になるまでの段階で、主事、主査、係長、補佐、課長と多岐になってるんだと思うんですよ、本町は。この4段階なり5段階のステップをどのように、スキルアップをかけさせて、人材育成をしながら運営をしていくのか。少なからずもこれから2年先になれば、ここの中で課長さん方が何人かの方が退職する方が出てくる可能性だってあるわけですよ。そういったときに若い課長さん方が今度出てくる。そういった方が、今度町民に対して、今まで以上にそこを發揮しなくてはいけない。それに至るまでの育成だってあると思います。それをこの機構改革の中で、どのように發揮していくのか。やっぱりそこが一番大きいところだと思うんですよ、町長ね。それを含めてさっき言ったハード面とソフト面、副町長の言われるミクロとマクロですか、それがどのように変わってくるのか。ただ絵に描いた餅にならないためにはそこが必要だと思うんですよ。

6番議員も先行言っていました人材育成、中身の伴った人材育成とは何ぞや、ここが一番大きい問題です。町長、その点はどのように考えているか、もしお考えがあればお尋ねください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 聞くほうは人材育成、簡単に言いますけれども、なかなかこれはね、こうだということではなくて、ある意味では厳しい仕事の中で人が育ってくるものだというふうに思っているんですよ。そして、これまでも風通しが悪いというわけではありませんけれども、今回このようにきちんと整理をしたことによって、いわゆる一つの課に集中的に忙しい分野が集まるということじゃなくて、若干平準化をされて、そういう中になりますので、これまでよりも風通しはよくなるだろうという期待。そういう中で若干の余裕が、余裕っていう表現が当たらないかもしれませんが、そういう中で人材は育てていってもらえるものだというふうに私は期待しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長が何か風通しがよくなるだろうというお話ね。組織の風通しがよくなる、俺は風通し、いいと思ってますよ、私は。別にそんな気はないです。冒頭に聞いたじゃないですか、だから町長に。できることと、すべきことと、しなくてはいけないことは何ぞやって話してるんですよ。人材育成ってそれですよ。何をまずさせるのか。何がこの人たちができるのか。この人たちに何をしてもらわなくてはいけないか。その判断してジャッジメントするのが、町長ですよ。それをどのように捉えてんですかって聞いてんですよ。おのずとそれが明確に町長ができれば、管理者にそれを通達して、管理者の方々が部下に指導ができるんじゃないかなと思うんですよ。常にそれがハウレンソウ、報告、連絡、相談というのをやってるわけじゃないですか。この基本、当たり前のことを当たり前にしてればできるんじゃないかなっていう話をしてるんですよ、町長。それを何か風通しがよくなるとか、言うはやすし行うは難しみみたいな話するんですけど、そうではないんですよ。そうでしょ。違います。町長、その点どうなんでしょう。再度答弁求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実際に現場についてはですね、副町長を中心にそれぞれの指示が今までも来てますし、その相談は来るといいますので、その点は多分変わらないだろうと思います。細かく私が全部、何かからかにまで分かっているわけでもございません。ですから、相談を受けたことについての判断あるいは自分の思いについてのことについて、副町長を中心にそれをつながるという形で、これからもそういう形になるだろうというふうに思ってます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） この部分ですっと引っ張ってもね、町長と仕方ないですから、次の質問入りたいと思います。

3問目でございます。今回の組織改革をする上での組織改革の変革といいますか、編成といいますか、これにおける課題、対策はどうだったのかをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 相原議員の3問番目の質問にお答えをいたします。

今回の組織改革する上での組織改革あるいは改編での課題と対策はということですが、まず、機構改革の目的の際の回答と重複する部分も出てきますけれども、これは社会全体あるいは町民の皆さんもそうですが、多様化するニーズ、そしてそのニーズに対して、現在の組織機構ではなかなか対応がし切れない部分、そういったことがあることが課題となっております。

その対策として先ほど来お話ししておりますマクロの部分、課の編成の考え方あるいはそのミクロの部分としての一つ一つの事務事業の視点、そういったことで組織体制と業務の内容を見直し、様々なニーズに対して、迅速かつ柔軟に対応することができる組織体制というものを目指したところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほどの部分と重複してますからね、ここね、深くここで突っ込んでも仕方ないと思います。ただ、今の現在の組織機構では、なかなか難しい部分は今後出てくるだろうということが冒頭にあると。それに対応していかなくてはいけないということで、御承知をしました。

しからは、4つ目の質問に入りたいと思います。今回の機構改革を住民の方、主権在民の方へどのように、先ほど町長言ってましたが、見える化になるものにしていくのか。そんでまた、今まで以上に利用していただきやすい組織に、実行していくにはどうするかということでお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 今回の機構改革についての、住民へどのような形での見える化、今まで以上に利用しやすい組織体制、そういったものを実行していくかということですが、これについては先ほど町長もちょっとお話をさせていただきましたが、ただ、今回の組織機構の改変によって、住民の方々への知らせる方法というのは、やはりこれはですね、一度に限らず、やはり特集等を組むような形でも、あるいは広報等で特集を組むような形での周知の在り方も必要なということも考えております。何回も、先ほど来お話ししますが、町民の方から、課の名称と業務内容がなかなか見えづらいとかですね、そういった声も念頭に置きながら、客観的に見たときに分かりやすい名称とすることも、今回の機構改革において重要視したところではあります。

これも何回も同じこととなりますけれども、具体的には産業振興課の業務を農林課とすることによって、農業、畜産、林業、そういった専門の部門への特化あるいは地域振興課において、本当にこの色麻町を分かってもらうための様々な施策、そういったものを考えてもらう地域振興課ということで、様々な機会を捉えてですね、これは町民の方にやはり、1回限りの例えば、まだ具体的には話等はしておらないわけですが、例えば3月の広報しかまのほうで周知をするだけではなくて、様々な機会を捉えながら、一番は行政区長さんとかですね、そういった方々にそういった機会を捉えて、課の新たな名

称、そしてその課の中身、こういった業務をするところなのか、そういったものも周知をしなければならないなというふうに考えております。

また、子供子育てについても、今までは保健福祉課内にあったものを子育て分野、いわゆる子供だけでなく、その親を対象とした相談事、そういった分野の業務も担うということでの子育て支援課、こういったのも独立させることとなりますので、多岐にわたる部分があるので、様々な機会を捉えて周知をしていく必要があるだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時12分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番相原和洋議員。どうぞ。

○3番（相原和洋君） 引き続き質問をさせていただきます。

先ほど副町長から答弁いただいて、どのようにして見える化、町民に分かっていただけるものにしていくのかということをお尋ねしました。進めてまして、それについて簡単に町長に言いたいんですけども、見える化って一言でね、言ったわけではないんですよ、私。要は、主権在民の方にどのように利用していただきやすいものになるかということで、考えていただきたいということなんですよ。そこが一番肝ではないのかなと思うんです。そのためには、やっぱりそこで働いてる職員の方が、しっかりとした貢献意欲とかモチベーションとか、そういったものを出していかないと、やっぱり町民に利用していただけないんじゃないのかなと思うんですよ。そういうことを、どのように図っていくのか。そういうことを含めて先ほどの人材育成という部分になるんじゃないのかなと。

しからは人材育成をする上でどうするか、人事考課というものがあるでしょうということで、さっき言ったんですけども、その点についてもなかなか真っ当に具体的な答弁いただいてなかったもんですから、人事考課をする上で、成績考課なんだかんだあると思いますが、やっぱり働く人がね、しっかり生きがいを持ってやっていただけるような組織運営、それを町長はどのように図るのかということなんですよ。それが私が言いたい見える化ということなんですよ。町長、いかがです。その点についてどう考えます

か。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、言われているようなことはもつともであります。やっぱり町民の皆さんが利用しやすいということがやっぱり一番ですし、相談しやすい、あるいはそれに対応しやすいというふうになるのが一番ベターだと、それはそのとおりだと思います。そのために職員に対しても努力をさせたいと思います。

課長会などで毎月集まっているいろいろ打合せやりますので、状況なども把握しながら、あるいはこちらからの意向を伝えながら、今言ったように、町民の皆さんに利用しやすいようないわゆる課づくりを、職員づくりを目指していくというふうに努力をさせていただきたいと思います。

それから人事関係、人の関係という職員の関係ですけれども、今、県のほうに1人派遣、それから大崎と1人やってもらっているということでの交流。そういう中で、それぞれ質を上げていくということ意識しながら、これからもそういう派遣なりをですね、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、派遣してる方なり、いろいろいるというのは承知しております。そこでね、町長、今回機構改革して2月に多分、人事発令、早めに多分出されるのではないかなと思うんですよ。私なりにね。3月で多分遅いと思うんで、どういった人事発令するのかなってすごいね、これすごい、私ね、私自身の興味もあるんですけど、町民の方も相当、今関心持ってます。

やっぱり人事は町長の専権事項であり、私たちにはない部分ですから、どういった部分を人事考課見ながらやっていくのか。なおかつ、次の多分、副町長なる方が、そこに相当肝となってくるのかなという、これ、私の推測ですけどね、そこをどのように進めていくのか。町長なりが、そこをどのように指示出しをしつつ考えていくのかな。もし、障りない程度でもし考えがあれば、お尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところですね、具体的には、今言われたことについては考えてはいないんです。そういう時期に来たらば、慎重に判断をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原議員、人事については、専権事項でありますので。

○3番（相原和洋君） 了解いたしました。

○議長（中山 哲君） 相原議員。

○3番（相原和洋君） そうですよ。人事についてね、私たちは問いかけちゃいけないので、そのとおりだと思います。ただ、町民のためになる人事をしていただきたいということを切望しておきたい。それが町の活性化になりますし、果ては、持続可能なまちづくりになるのではないかなと思うんです。そういうことを期待し、私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第91号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第4、議案第92号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第5、議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3か件はいずれも関連がありますので、一括議題とし、質疑、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第91号、日程第4、議案第92号、日程第5、議案第93号については一括議題とし、質疑、採決は各議案ごとに行うことに決しました。

日程第3 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第91号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、日程第4、議案第92号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第5、議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第91号から議案第93号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条の規定により、町で委員会条例を定めて設置している合議機関であり、委員3名で構成され、任期は3年となっております。

委員会の任務は、固定資産の評価額について不服申立てがあった場合に中立かつ公平な立場から、申立てのあった事案について審査、決定するものであります。本町においてはこのような趣旨により、浅野文治さん、虎岩英生さん、嶋貫景悦さんのお三方を選任いたしておりますが、令和6年2月29日で任期満了となります。浅野文治さん、虎岩英生さん、嶋貫景悦さんのお三方には、これまでに引き続き、固定資産評価審査委員会の委員としてお願いいたしたく、御提案するものであります。お三方は、いずれも人格高潔な方ですので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第91号について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第91号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔賛成者多数〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第91号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて、議案第92号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第92号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔賛成者多数〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第92号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

○議長（中山 哲君） 続いて議案第93号について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔賛成者多数〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

#### 日程第6 議案第94号 副町長の選任について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第94号副町長の選任についてを議題といたします。議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第94号副町長の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

現在の山吹昭典副町長の任期は、本年12月末日となっております。山吹副町長より、今限りで退任したいという申入れがございました。山吹副町長には、2期8年間、私の補佐役として職員を指揮監督し、様々な問題、課題解決に取り組んでいただきました。また、私自身が前回の改選、今回の改選において、無投票で町民から信義を得られたわけですけれども、このことも山吹副町長の縁の下の支えがあったものではないかと深く感謝をしておるところでございます。

そして、その後任として、今回、鶴谷 康氏を選任いたしたく、同意を求めるもので

ございます。鶴谷君は、昭和60年4月1日に色麻町役場に奉職されて以来、38年間にわたり勤務され、会計管理者、保健福祉課長、企画情報課長、議会事務局長などの要職を歴任後、令和2年4月から総務課長を勤め上げ、本年3月、60歳の定年退職となりました。現在も再任用職員として総務課に勤務し、高所大所からの助言と、職員の資質向上のための研修などを担当していただいております。町職員として38年間の実績を積み、行政経験も豊富で職員からの信頼も厚く、判断力、折衝力、行動力に優れ、本町の主要施策の推進と課題解決を図る上で、副町長として最適任者であると考えております。なお、任期は令和6年1月1日から令和9年12月31日までの4年間でございます。

よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でもありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第94号副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔賛成者多数〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第94号副町長の選任については、同意することに決しました。

#### 日程第7 議案第95号 色麻町課設置条例等の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第95号色麻町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第95号色麻町課設置条例等の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この件につきましては、町長の行政報告でも申し上げておりました。また、一般質問でも御議論いただきました。役場組織の機構改革につきましては、これまでもその時々社会情勢や住民ニーズを勘案しながら、効果的な組織体制を目指して再編を進めてきました。前回の機構改革は、平成25年の12月会議で可決され、平成26年4月からスタートしましたので、今回はちょうど10年経過しての改革となります。

行政組織の完成形はなく、常に進化していかなければならないと考えており、このような意識の下、平成31年3月に策定した色麻町行政改革大綱に基づき、検討してまいりました。しかし、この間、新型コロナウイルス感染症により、生活様式やコミュニケーション対応の変化、テレワークやオンライン会議などの働き方の改革、スマートフォン等の普及による電子マネーや電子申請あるいはAI技術の進展といったデジタル技術、情報通信分野の急激な進歩により、社会動向は大きく変動しています。また、認定こども園の開園に伴い、色麻幼稚園、色麻、清水両保育所が閉園となることから、必然的に組織の再編も必要となりました。

このため、これらの社会情勢を踏まえ、限られた職員数で効果的に住民サービスの向上を図れるかを、課、係、事務分掌を一から見直し、検討してまいりました。その結果として、今回提案する内容となっております。

今回、御提案いたします機構改革の概要について、審議資料で御説明申し上げます。

審議資料の1ページを御覧ください。

今回の条例改正ですが、複数の条の改正となっております。第1条は色麻町課設置条例の改正でございます。現行の総務課、企画情報課、町民生活課、税務課、産業振興課、建設水道課、保健福祉課の7課から、改正後は、総務課、企画財政課、町民生活課、税務会計課、農林課、地域振興課、建設水道課、保健福祉課、子育て支援課の8課に改めるものでございます。

この中で、企画情報課を企画財政課に改め、これまで総務課が所管していた財政係と町有財産の管理を移管し、長期総合計画との整合性を図ることとしました。

また、すいません、大変失礼いたしました。7課から9課に改めるものでございます。大変申し訳ございません。失礼しました。

またですね、企画情報課で所管していた情報関係を総務課に移管し、今後のDXの推進を図ってまいります。次に、税務課と会計課を統合し税務会計課とし、税収と収入の管理、統合することによる職員の負担軽減と軽減等を図っていきます。

次に、これまでの産業振興課を農林課と地域振興課に分割し、本町の基幹産業である農林業のさらなる推進を図り、商工、地域振興についても企業誘致や移住定住政策の推進を図ってまいります。

次に、これまで保健福祉課内に設置していた子育て支援室を課に昇格し、子育て支援

に関する政策のさらなる充実強化を図ってまいります。

それから、第2条から第8条に関しましては、課の名称変更に伴い関係する条例の改正を行うもので、審議資料2ページでは、色麻町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1中、幼稚園医、保育所嘱託医の欄を削除いたします。

審議資料3ページでは、色麻町子ども・子育て会議設置条例の第6条中、保健福祉課を子育て支援課に改正するものでございます。

次に、審議資料4ページでは、色麻町産業経済振興審議会条例第12条中産業振興課を農林課に改正いたします。

次に、審議資料5ページでは、色麻町立学校の設置に関する条例中第2条の幼稚園の欄を削除いたします。

次に、審議資料6ページ、学校施設の使用料に関する条例別表中色麻幼稚園遊戯室、園庭とあるものを削除いたします。

次に、審議資料7ページ、色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例中第2条では、これまで色麻幼稚園の体育館、条例では遊戯室と規定しておりましたが、その体育館を色麻町町民清水体育館とし、この条例に追加し、今後管理していくこととしております。

最後ですが、審議資料8ページ、色麻町学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例第2条中色麻町立幼稚園及び義務教育学校とあるものを、色麻町立学校と改正するものでございます。

それでは、すいませんが、議案書の7ページに戻っていただきたいと思っております。

議案書の7ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。また、附則の2項では、色麻町保育所設置条例及び色麻町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例を廃止すると規定しております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第96号 町税等の督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第96号町税等の督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） それでは、議案第96号町税等督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、町税等における督促手数料の徴収を廃止とするために、関連する条例の改正を行うものです。

改正が必要な条例は、町税外諸収入金の督促及び督促手数料延滞金徴収条例、色麻町税条例、色麻町介護保険条例、色麻町後期高齢者医療に関する条例、色麻町土地改良事業分担金徴収条例、色麻町下水道条例、色麻町農業集落排水処理施設条例になります。

それでは、会議事件の8ページをお開きください。

町税外諸収入金の督促及び督促手数料、延滞金徴収条例の廃止。

第1条、町税外諸収入金の督促及び督促手数料延滞金徴収条例（昭和27年条例第111号）は廃止する。

町税外諸収入金の督促及び延滞金徴収条例の制定。

こちら第2条、町税外諸収入金の督促及び延滞金徴収条例を、次のように制定するについて御説明申し上げます。

第1条の町税外諸収入金の督促及び督促手数料延滞金徴収条例ですが、現行の内容を精査しましたところ、関係部分の改正より新たに条例を制定するほうが良策と考え、条例を廃止することといたしました。そして、新たに第2条、町税外諸収入金の督促及び延滞金徴収条例を制定するものです。

新しく制定するものの内容としましては、趣旨第1条、用語の意義第2条、督促状の発付第3条、延滞金第4条、延滞金の減免第5条について明記し、第1条から第5条を制定いたしました。

次に、審議資料の新旧対照表にて御説明申し上げます。

審議資料の9ページ、こちらをお開きください。

第3条、色麻町税条例についてです。

第2条、第2号中の督促手数料及び督促手数料第21条、徴収吏員は督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。た

だし、やむを得ない理由がある場合においては、これを徴収しない。こちらを削除しております。

次に、10ページ。

第4条、色麻町介護保険条例の第8条、次の11ページの第5条、色麻町後期高齢者医療に関する条例第5条についてです。それぞれ2つの条例の保険料の督促手数料、保険料の督促手数料は督促状1通について100円とするところを削除しております。

次に、12ページ、13ページ、14ページになりますが、12ページの第6条、色麻町土地改良区事業分担金徴収条例の第7条、13ページの色麻町下水道条例の第21条第5号、14ページの色麻町農業集落排水処理施設条例第15条の第2項についてです。

それぞれこの3つの条例の中で、先ほど会議事件8ページ、第1条で御説明いたしました廃止となる条例の町税外諸収入金の督促及び督促手数料延滞金徴収条例を適用しておりますので、こちらを新規制定の色麻町税外諸収入金の督促及び延滞金徴収条例と、新たな新規制定される条例へ適用するため、こちら条例の適用する条例の変更となっております。

次に、附則について御説明いたします。

会議事件の10ページ、こちら10ページをお開きください。

施行期日は令和6年4月1日から施行し、経過措置としまして、この条例の施行日前に発した督促に係る督促手数料については、なお従前の例によることを規定しております。

以上、町税等督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

## 日程第9 議案第97号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第97号色麻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 議案第97号色麻町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

全世代対応型持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和5年7月20日にそれぞれ公布され、地方税法に関する改正は、いずれも令和6年1月1日に施行されます。この改正により、産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置が導入されることに伴い、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして、本日、議員皆様にお配りしました参考資料により御説明いたします。

参考資料を御覧ください。

国民健康保険税は応益、均等割、平等割と応能、所得割に応じて設定されており、その上で低所得世帯については、応益保険税の軽減措置7割、5割、2割軽減を講じています。出産者、出産被保険者、いわゆる出産予定の被保険者及び出産後の被保険者については、産前産後期間に働くことができなくなり世帯所得が減少するため、世帯の保険税負担は大きくなっております。このような状況を踏まえ、出産被保険者及び子育て世帯の支援の観点から、出産被保険者の世帯の経済的負担の軽減を図るため、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を軽減するものです。

軽減の措置になりますが、（1）対象で、対象は、国民健康保険税の納税義務世帯の出産被保険者になります。次に、（2）内容ですが、①所得割額は、算出された所得割額を12分の1にし、月額を計算し、該当となる月数分が軽減となります。②均等割額は、均等割額を12分の1にし、月額を計算し、該当となる月数分が減額となります。なお、低所得者世帯に実施している7割、5割、2割軽減対象世帯に属する被出産被保険者分は、7割、5割、2割軽減後の税額から軽減となります。③多胎妊娠出産の場合は、出産月の毎月から出産翌々月が軽減対象で、最大4か月分が該当となります。④の多胎妊娠出産の場合は、出産月の3か月前から出産翌々月が軽減対象で、最大6か月分が該当となり、単胎妊娠出産より2か月分多くなっております。

では、参考資料の下段にあります軽減対象月の表を御覧ください。横軸が年月で縦軸が出産予定月になります。縦軸の令和5年10月を御覧ください。

令和5年10月出産予定被保険者の場合は、出産前月、9月から出産後翌々月の12月の

4か月が対象ですが、施行日が令和6年1月1日ですので、施行日前となってしまい、軽減が対象外となります。次の月の11月出産予定被保険者の場合は、出産前月、10月から出産を翌々月の1月が、4か月分が対象ですが、施行日以降に該当となる月は、令和6年1月分のみとなり、軽減対象が1月となります。このように見ていきますと、12月出産被保険者の場合は対象月は2か月、1月の場合は対象は3か月、令和6年2月以降の場合は、対象月は4か月分となります。また、多胎出産妊娠出産の場合は、単胎妊娠出産により出産毎月2月多く、6か月が対象となりますので、令和6年3月出産被保険者の場合であれば、該当月が5か月分、4月以降の出産予定被保険者の場合は、軽減該当が6か月分となります。

最後に(4)ですが、その他で軽減を実施するには世帯主等からの届出が必要となりますので、届出が提出後、軽減の計算をし、世帯主に通知することとなります。

以上が今回の改正点となっております。

それでは、参考資料で御説明した点について、審議資料の新旧対照表にて御説明申し上げます。

新旧対照表の15ページをお開きください。

15ページから16ページにかけてですが、国民健康保険税の減額、第23条第2項の次に第3項を追加しており、ここでは、国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産被保険者が属する場合、出産被保険者に課される所得割、均等割を軽減する内容が規定されております。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つの合算で算定されておりますので、1号から6号まででそれぞれの所得割額及び均等割額を軽減する内容を規定しております。

次に、審議資料の16ページをお開きください。

16ページから17ページにかけては、出産被保険者に係る届出、第24条の4が追加されました。ここでは、届出に関する内容を規定しております。第1項では、届出の提出及び届出に記載する内容。第2項では、届出の際に添付する書類等、第3項では、届出の受付開始の時期、第4項では、届出の際、添付書類が省略できる場合が規定されております。

次に、附則について御説明申し上げます。

会議事件の13ページ、こちらをお開きください。

施行期日は令和6年1月1日から施行し、適用区分は、改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間にかかるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部改正の提案理由と、御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 7 分 休憩

午後 4 時 0 3 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 1 0 議案第 9 8 号 色麻町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第98号色麻町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第98号色麻町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年1月に、国より地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲が拡大され、令和5年度末までに公営企業会計へ移行するよう要請がありました。本町の下水道事業を、将来にわたり健全かつ持続可能な運営をしていく上で、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業を、令和6年4月1日から地方公営企業法の財務規定等の一部を適用するに当たり、必要な事項を条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の概要でございますが、14ページをお開きください。

色麻町下水道事業の設置等に関する条例ということで、制定内容については、本条例は全8条の条文と、5項の附則で構成しております。

第1条では、下水道事業の設置とその目的を規定しております。

第2条は、地方公営企業法を財務規定とする一部適用を、第3条は、第1項で経営の基本方針を規定し、第2項で、事業の規模に関する事項を定めるものでございます。この事業の規模につきましては、16ページになりますが、別表におきまして各事業に関する計画処理区域面積、計画処理人口、計画1日最大処理能力について、それぞれ示しております。

14ページに戻りまして、第4条は、重要な資産の取得及び処分に当たり、予算で定めなければならない基準を定めているものでございます。

第5条は、職員の賠償責任の免除する際に、議会の同意を必要とする賠償額の基準を定めているものでございます。

15ページを御覧ください。

第6条は、出納その他の会計事務を会計管理者へ委任することを定めるものでございます。このことによりまして、現行と同様に出納事務を会計課で行うことが可能になります。

第7条は、負担つき寄附または贈与の受領及び法律上、町の義務に関する損害賠償の額の決定のうち、議決を要することとなる基準についても定めるものでございます。

なお、第4条、第5条及び第7条のそれぞれの基準については、現在の水道事業と同じ基準としております。

第8条は、地方公営企業の業務状況の公表に伴う説明書類の作成要領及び公表等について定めるものでございます。

附則につきましては、第1項は、この施行期日を定めております。施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。第2項につきましては、今回の条例制定に伴い廃止する条例について定めております。色麻町下水道基金条例、色麻町下水道事業特別会計条例をそれぞれ廃止するものでございます。

16ページをお開きください。

第3項から第5項につきましては、今回の条例制定に伴いまして、関連する条例の一部改正をするものでございます。この一部改正につきましては、審議資料の新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

審議資料の18ページをお開きください。

第3項による色麻町下水道条例の一部改正の新旧対照表でございます。第1条の条文の一部の時期を改正するものでございます。

19ページをお開きください。

第4項による色麻町農業集落排水処理施設条例の一部改正の新旧対照表でございます。第1条の条文の一部及び第2条第1号の条文の一部の字句を改正するものでございます。

第3条及び別表第1につきましては、今回の条例に伴い削除するものでございます。

24ページをお開きください。

第5項による色麻町個別排水処理施設条例の一部改正の新旧対照表でございます。第1条の条文の一部の時期を改正するものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第99号 色麻町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第99号色麻町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第99号色麻町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公営企業法の財務規定等を下水道事業に適用し、運営することになるため、地方公営企業法第32条の規定により、利益及び資本剰余金等について条例の定めるところにより処分できることから、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

なお、当町の水道事業においても、同様の条例を制定しております。

それでは本条例の概要でございますが、17ページをお開きください。

第1条は趣旨で、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下水道事業における利益及び剰余金の処分に必要な事項を定めるものでございます。

第2条第1項は、利益の処分の方法及び積立金の取崩しで、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金に積み立てる内容でございます。第2項は前項の規定により、残余の額の全部または一部を、建設改良積立金に積み立てる内容でございます。第3項は、積立金の目的外に用途を限定するものでございます。第4項は、議会の議決を得た場合については、目的外の用途に使用することができるものとしております。

18ページをお開きください。

第3条は、資本剰余金の処分について。毎事業年度生じた資本的収入のうち資本剰余金として整理すべきものは、国庫補助金、県補助金、工事負担金、その他の資本剰余金等の科目に積み立てなければならないという内容でございます。

第4条は、欠損の処理で、欠損金は全事業年度から繰り越した利益で補填しますが、その利益で不足する場合には、当該年度の利益積立金で補填するというものです。ただし、利益積立金で補填しても欠損金が残るときは、翌事業年度へ繰り越し、なお欠損金が残るときは、資本剰余金で補填するという内容のものです。

第5条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 議案第99号につきましては、あくまでも前の議案第98号、そこにおける今回、色麻町下水道事業が地方公営企業法の一部を適用したことにより、関連して剰余金の処分、それを今回制定する。よって、今後、事業の経済性を発揮して、下水道事業を将来にわたって安定的に運営するためにも、なお必要であるとの趣旨で制定するのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議員の言うとおりでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第100号 色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第100号色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第100号色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることによるものでございます。今回のこの地方自治法の改正に伴って、色麻町監査委員条例及び色麻町水道事業の設置等に関する条例において、引用している地方自治法の条文にずれが生じたため、改正するものでございます。

それでは、審議資料で御説明させていただきます。

審議資料25ページをお開きください。

色麻町監査委員条例第6条の請求または要求に基づく監査の中で、地方自治法第243条の2の2第3項の規定とあるものが、先ほど申し上げた地方自治法の改正により、243条の2の2から2の7までに新しい規定が新設されたことによりまして、これまでの規定が第243条の2の8にずれただため、今回、改正するものでございます。

次ページ、審議資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

色麻町水道事業の設置等に関する条例に関しても、内容は同じでございます。

議案書の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第101号 公の施設の指定管理の指定について（平沢交流センター）

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第101号公の施設の指定管理の指定について（平沢交流センター）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 議案第101号公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案の対象となります色麻町平沢交流センターの指定管理につきましては、令和6年3月31日をもって5年の指定管理期間が満了となります。

平沢交流センターの指定管理者の指定を行うに当たり、色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、手續を進めてまいりました。

指定管理者の候補者の選定に当たっては、10月2日から同月27日まで公募を行い、1社のみの応募となりました。11月8日に公の施設に係る指定管理者選定委員会による応募者のヒアリング及び審査を行い、仙台市青葉区一番町4丁目6番1号、同和・ウェルネス共同企業体を候補者として選定したところでございます。

選定基準については、住民の平等な利用が確保されること、施設の効用を効果的に発揮させるものであること、効率的な管理運営ができること、事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していることであり、これらの基準に基づいて評価をいたし、指定管理者として適当であると判断したものでございます。同和・ウェルネス共同企業体の構成企業概要、類似施設の運営実績並びに収支計画書を参考資料としてお配りしております。総合施設管理を主たる業務としている同和工業株式会社と、総合スポーツクラブ運営を主たる業務としている株式会社ダンロップスポーツウェルネスとが企業体を組んで、それぞれの強みを生かしながら施設の運営管理を行っていかこうとするものでござい

ます。

指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年とするものでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をいただくものでございます。御可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後4時23分 散会

---